

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 企画広報課	
件 名	犬山市ホームページ管理運用システムASPサービス使用	
契 約 内 容	犬山市ホームページを管理運用するシステム（CMS）の使用契約を行う。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	1,832,820円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>平成28年度より犬山市ホームページは株式会社フューチャーインが開発したCMSにより職員自らが編集・公開を行う運用としている。同システムは使用開始からこれまでの間、大きな問題なく運用できている。</p> <p>他社のCMSへ変更する場合、他社CMS上において犬山市ホームページの再構築、既存ページの総移行が必要になってしまううえ、現CMSでの各職員の操作・編集技術を失うことになってしまう。</p> <p>よって、他社製CMSへ変更すべき積極的な理由がないことから、令和3年度においては他社製のCMSへの変更は行わないものとする。</p> <p>犬山市ホームページを管理運用するCMSは株式会社フューチャーインのサーバーにて保守・管理されているため、引き続き同社のCMSを使用し、犬山市ホームページの管理運用を行っていくこととする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 企画広報課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	企画広報課	
件 名	犬山市情報発信エフエム放送業務	
契 約 内 容	<p>・委託内容 コミュニティFM放送による、月4回金曜日 午前8時40分からの犬山情報発信</p> <p>①職員や市民が市政情報や市民活動などを情報発信する「チャレンジ犬山」</p> <p>②市広報、市公式HPのフォトニュースなどから犬山の話題を紹介する「まちのできごと」</p> <p>③市公式YouTubeに投稿する「チャレンジ犬山」を録画編集したPR動画作成</p>	
契 約 期 間	令和3年4月2日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	愛知北エフエム放送株式会社	
契 約 金 額	842,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本委託業務は第5次総合計画改訂版に重点施策として位置付けられた「活躍の場づくり」の情報発信の手段の一つとして、エフエムラジオ放送による市民活動の情報発信とラジオ出演時の様子の録画編集を委託するものである。</p> <p>コミュニティエフエム放送は市政情報や市民活動の紹介など、地域に密着した情報を発信できる有効な手段であり、また一部近隣市町でも聞くことができ、犬山市のシティプロモーションとしての役割も担うことが可能である。</p> <p>本業務を展開するうえで、このようなエフエム放送設備を完備し、市民や市職員の定期的な出演が可能である近距離に位置するコミュニティエフエム局は、市内及び近隣では愛知北エフエム放送株式会社のみである。</p> <p>また委託業務では、出演時の映像を動画に編集し、活躍する市民の姿を記録した動画をも作成でき、その動画を市公式YouTube「ONE CHAN」上で公開することにより更なるシティプロモーションとして多面的な動画配信が可能である。</p> <p>以上により市政情報等の番組制作、放送に加えて動画の制作を受託できる相手方は愛知北エフエム放送株式会社に限定されており随意契約とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 企画広報課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営改善課	
件 名	VeriTrans3G/4Gサービス (クレジットカード決済)利用手数料	
契 約 内 容	ふるさと納税申込ポータルサイトのクレジットカード決済手数料	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー(旧：ペリトランス株式会社)	
契 約 金 額	初期費用：10,000円、固定費用：月額15,000円、手数料：寄附金額の1% (全て税抜き金額)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>犬山市では、現在3つのふるさと納税申込ポータルサイトを活用し、寄附金を募っており、2020年度には約7億8千万円の寄附金を集めています。</p> <p>更なる寄附金額の獲得を目指し、ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」を令和3年4月より導入するにあたり、ふるなびから申込をした場合のクレジットカード決済については株式会社DGフィナンシャルテクノロジーが運営・管理しているVeriTrans3G/4Gサービスを利用し決済を行うため、株式会社DGフィナンシャルテクノロジーと随意契約を締結するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営改善課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営改善課	
件 名	ふるさと納税一括業務委託	
契 約 内 容	ふるさと納税申込ポータルサイトの管理・運營業務、記念品発注・配送等の業務委託	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社アイモバイル、株式会社三洋堂	
契 約 金 額	受入れ寄附金額の12%	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>犬山市では、現在3つのふるさと納税申込ポータルサイトを活用し、寄附金を募っており、2020年度には約7億8千万円の寄附金を集めています。</p> <p>この寄附金をこれまで以上に獲得するためには、認知度の高い申込ポータルサイトを増設することで、本市の情報を広く周知することが必要となります。</p> <p>ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」は、約350の自治体が活用しており、会員数が約60万人、月間申込数が約45万件と認知度が高いポータルサイトです。ふるさと納税を検討する方の多くが見るサイトであり、活用することでより多くの寄附金を獲得する見込みがあると言えます。</p> <p>つきましては、このふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」を利用するにあたり、随意契約を締結するものです。</p> <p>なお、株式会社アイモバイルは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」の管理・運営等をしている唯一の者であり、株式会社三洋堂は株式会社アイモバイルと業務連携し記念品配送管理等を行っているため、契約相手方として選定しています。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営改善課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営改善課	
件 名	ふるさと納税管理システムASPサービス使用	
契 約 内 容	寄附の受付処理、申込者（寄附者）情報、記念品発送及びワンストップ特例申請の受付処理を総合的に管理するシステムである「ふるさと納税管理システム」の保守（サポートを含む）サービス	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社エッグ	
契 約 金 額	382,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該サービスは、平成28年度にクラウド（ASP）での使用を前提に構築した「ふるさと納税管理システム」に係る保守管理サービスの提供を受けるものであり、開発元である株式会社エッグが一貫してサービスの提供を行っていることから、他社による対応が物理的に不可能となります。よって、当該契約の性質又は目的が競争入札には適さず、かつ、他者との契約もできないため、1者による随意契約を締結するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営改善課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	人事給与総合システム使用業務	
契 約 内 容	システムの使用（職員の出勤管理、時間外、休暇情報等の管理、給与計算等） システムの維持、管理、運用支援（サーバ及び専用端末使用に係る経費、通信料を含む） システムトラブル時の復旧対応 システム監視（パフォーマンス管理等）	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	富士電機株式会社 中部支社	
契 約 金 額	4,092,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、パッケージシステムを使用しており、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは、システム開発及び導入作業を行った事業者に限られる。また、使用するサーバーについても当該事業者が管理しているため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。 なお、システム導入時は、5年以上のシステム使用継続を前提にプロポーザルを行い、使用システム及び業者の決定を行っている。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	RPAシステム保守業務	
契 約 内 容	RPAソフトウェアのバージョンアップおよびリビジョンアップ作業 技術および運用等の問い合わせ対応 他市RPA事例等の技術情報の提供	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	467,280円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	このシステムはパッケージシステムで構築されたものであるため、メンテナンス等を行うことができるのは構築事業者に限られ、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、システム構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報政策課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	スマート申請サービス利用業務	
契 約 内 容	証明書の交付申請等を、スマートフォンとマイナンバーカードを使用して本人確認を行い、交付手数料をクレジットカードで支払うことが可能な電子申請サービスの提供	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社グラファー	
契 約 金 額	使用料1,188,000円 手数料決裁額×3.85% 予定額 使用料1,188,000円、決済手数料15,420円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	<input type="radio"/> 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	スマート申請サービスは株式会社グラファーが提供しているサービスで、令和2年度に非来庁型の新しいサービスとして、同社と協力し構築をしました。サービスを提供することは開発元である同社に限られるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、随意契約とするものです。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報政策課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	基幹系情報処理システム保守業務	
契 約 内 容	基幹系情報処理システムのソフトウェアの保守に係る業務 ソフトウェアの不具合対応、制度改正対応 等 業務運用における主要イベントの事前確認、障害対応、問い合わせ対応、中間標準レイアウトデータ抽出 等	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	47,005,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報政策課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	財務会計システムソフト保守業務	
契 約 内 容	財務会計システム及び公会計システムの維持、管理、運用支援に係る業務 財務会計システム及び公会計システムの修正プログラム適用対応 システムトラブル時の復旧、問い合わせ対応等の運用支援	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社三重電子計算センター	
契 約 金 額	2,884,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、プログラムの不具合を修正するために提供される緊急・定期的な修正プログラムを取得し、適用することやメンテナンス等を行うことは導入を行った事業者に限られるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報政策課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	住民基本台帳ネットワークシステム保守業務	
契 約 内 容	住民基本台帳ネットワークシステムの保守作業に関する業務 CS業務アプリケーションのオーバーライト適用作業、住民基本台帳ネットワークシステムの障害対応支援	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	1,821,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムは既存のパッケージシステムである住民記録システム及び戸籍システムと連携を行っており、安定稼働のための保守を行うことができるのは既存住民記録システムの構築事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報政策課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	情報政策課	
件 名	情報システムアドバイザー業務	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣自治体とのシステム共同利用に係る支援</li> <li>・ システム調達に係る見積精査、システムベンダーのサービスレベルの精査</li> <li>・ 情報セキュリティポリシー、特定個人情報取扱規定の改訂に係る支援</li> <li>・ 情報セキュリティ強化に係る支援（職員研修）</li> <li>・ 情報セキュリティ監査に係る支援</li> </ul> など	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月25日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社行政 I T 研究所	
契 約 金 額	2,376,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、当市及び近隣自治体における情報システムの現状をふまえ、クラウド導入及びシステムの共同利用推進など情報化施策全般の支援を委託するものです。したがって、本業務を受託する業者は、様々な基幹系情報システムに関する知識、総務省のクラウド化に関する動向、先進自治体におけるクラウド導入支援、共同利用推進の事例、マイナンバーの利活用、システム障害時の対応、セキュリティの強化など、幅広い見識と経験を保有し、さらには多数のベンダーの情報に精通した事業者に限られます。その性質及び目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするものです。</p> <p>本業務の選定事業者は、総務省が定める地域情報化アドバイザーに認定されており、令和3年度は、基幹系システムのクラウド化に向けた近隣自治体との調整、システムベンダーから提出される見積及びシステムベンダーのサービスレベルの精査、及び情報セキュリティに対する職員の意識向上のための職員研修や情報セキュリティ監査などを行う予定であり、選定事業者の支援は必須と考えています。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 情報政策課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	全国町字ファイル保守業務	
契 約 内 容	全国の町・字情報の異動内容を毎月更新し、最新の状態に維持管理する業務 最新の全国町・字ファイルのデータ提供	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	地方公共団体情報システム機構	
契 約 金 額	143,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	町・字情報の保守並びにデータ提供を全国規模で行っているところがほかにはなく、各地方公共団体相互のデータ提供により維持管理されていることから、その性質及び目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報政策課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	統合型GIS等システム保守業務	
契 約 内 容	統合型GIS等システムに係る地図データ更新、教育・研修、運営支援、機能拡張作業、障害・緊急対応等に係る業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	3,473,250円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報政策課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	連結椅子保守点検業務委託	
契 約 内 容	<p>犬山市民交流センターにおける連結椅子の保守点検業務を指定の実施回数により保守点検項目のとおり行う。</p> <p>なお、設備に不時の故障や不具合が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、臨時に点検、調整、修理等を実施して復旧にあたること。</p>	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	愛知株式会社 名古屋本部	
契 約 金 額	220,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該業者は、当該設備を製造しており、総合管理運營業務においても当該設備の保守点検業務を受託しているほか、下請負事業者として本業務の受託実績があり、滞りなく保守点検業務を実施していることから、他者に比して著しく設備及び状態を熟知しており、適切な保守点検の実施が可能であると判断できるため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	ピアノ保守委託	
契 約 内 容	<p>犬山市民交流センターにおけるグランドピアノ3台を指定の実施回数により保守点検項目のとおり行う。</p> <p>なお、設備に不時の故障や不具合が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、臨時に点検、調整、修理等を実施して復旧にあたること。</p>	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社ヤマハミュージックリテイリング	
契 約 金 額	224,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該業者は、当該設備を製造しており、他者に比して著しく設備及び状態を熟知していることから、適切な保守点検の実施が可能であると判断できるため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	フロイデホール調光設備保守点検業務委託	
契 約 内 容	<p>犬山市民交流センターにおけるフロイデホール調光設備の保守点検業務を指定の実施回数及び日数により市が定める実施要領のとおり行う。</p> <p>なお、設備に不時の故障や不具合が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、臨時に点検、調整、修理等を実施して復旧にあたること。</p>	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	東芝ライテック株式会社	
契 約 金 額	459,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該業者は、当該設備を製造しており、開館当初より不具合等が生じた場合修繕等を行った実績がある。また、他者に比して著しく設備を熟知していることから、適切な保守点検の実施が可能であると判断できるため。</p> <p>また、当施設は開館から25年経過し、今後設備を長期的に使用するために、保守点検を行い、早期修繕を行う必要があるため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	印刷機保守点検業務委託	
契 約 内 容	楽田ふれあいセンター及び犬山西ふれあいセンター、旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設、犬山市民交流センターに設置している印刷機の ・保守点検 ・緊急修理 ・部品交換	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社マルヒロ	
契 約 金 額	246,136円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	有限会社マルヒロは、楽田ふれあいセンター及び犬山西ふれあいセンター、旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設、犬山市民交流センターに設置している印刷機の製造元（理想科学工業株式会社）から保守点検業務の実施許可を得た、市内で唯一の業者である。また、緊急修理等を行う本業務の内容を踏まえ、直ぐ対応可能な市内業者に委託することが望ましい。以上の理由から、有限会社マルヒロを受託者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結することが適当であると判断するため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設管理業務委託	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・機械設備・備品及び展示資料の管理及び施設の清掃整理</li> <li>・観覧者及び施設利用者の管理・指導</li> <li>・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li> <li>・施設使用料及び複写機使用料の収納事務</li> <li>・施設の普及啓発、施設利用者の説明・案内及び指導に関する業務</li> <li>・管理業務に必要な消耗品の購入。樹木の剪定 等</li> </ul>	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	堀田町内会	
契 約 金 額	2,430,084円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>本施設は、羽黒地区の歴史を残す貴重な財産であり、所有者の解体意向を機に地元住民や市民グループ等の保存要望、市歴史的建造物保存審査会の「地域の文化財を保存活用すべき」との答申を受け、復原整備をしたものである。</p> <p>また整備にあたっては、羽黒駅近くの公園を所有していた堀田町内会より土地の提供を受けている。「住民によるまちづくり活動拠点の用に供する」という本施設の目的を踏まえ、地元で活動している堀田町内会によって、管理運営することが望ましく、競争入札に適しないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	犬山国際交流村清掃等業務	
契 約 内 容	(1) 施設の清掃、除草、剪定及び施設内の公衆便所の清掃 (2) 入口広場の芝生の管理 (3) 犬山国際交流村駐車場（木曾川沿い）の除草 (4) プロムナードの管理（清掃及び沿道樹木剪定） (5) 犬山市が美観、衛生、管理上必要と認める軽微な作業	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス 犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	1,265,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p><b>【随意契約の理由】</b> 時価に比して著しく有利な価格での契約</p> <p><b>【業者選定の理由】</b> 犬山市アメニティ協会は、当市から数多くの公衆便所等の清掃管理及び美化管理を継続して受託していることから、地域地区の特性も熟知しており、時期や現場の状況に合わせた効率的・効果的な管理のノウハウを有しているものである。 また、市街地並びにその近郊の自然環境の保全及び創出を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的とする公共的団体であることから、美観保持の面においても、技術・ノウハウを持ち合わせているものである。 なお、アメニティ協会の単価等を他業者と比較すると、時価に比して著しく有利な価格で委託業務を行える。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	楽田ふれあいセンター管理業務委託	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び付属設備の管理並びに備品の管理及び施設の整理・整頓</li> <li>・施設利用者の管理・指導</li> <li>・楽田ふれあいセンター利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li> <li>・利用許可者への納付書の交付及び使用料等の徴収並びに収納事務</li> <li>・管理日誌、管理状況報告書等の作成。管理業務に必要な消耗品の購入</li> <li>・簡易な修繕用材料の購入。ガーデニング事業 等</li> </ul>	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	楽田地区コミュニティ推進協議会	
契 約 金 額	7,472,980円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>本施設は、楽田地区コミュニティ推進協議会を中心とした地域住民が建設計画当初より検討に加わり建設されている。また、設置条例によって利用する市民によって構成する組織の自主的な運営を基本としていることから、地域住民で包括的に構成されている楽田地区コミュニティ推進協議会で管理運営することが望ましく、競争入札が適さないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	犬山西ふれあいセンター管理業務委託	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・機械設備及び備品の管理</li> <li>・施設の清掃整理</li> <li>・施設利用者の管理・指導</li> <li>・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li> <li>・利用許可者への納付書の交付及び使用料等の徴収並びに収納事務</li> <li>・管理業務に必要な消耗品の購入 等</li> </ul>	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山西地区コミュニティ推進協議会	
契 約 金 額	2,036,561円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該施設は、地域住民の活動拠点となる施設とすべく、地域住民を中心に、近隣関係団体等とともに、施設の改修や運営に関してワークショップを開催するなど協議を重ね、令和元年から犬山西ふれあいセンターとして開館し、犬山西地区コミュニティ推進協議会が管理を行っている。地域住民自らがまちづくり活動を展開する拠点施設という施設の設置目的からもコミュニティ組織によって管理運営することが望ましく、競争入札に適しないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	今井ふれあいセンター管理業務委託	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・機械設備及び備品の管理</li> <li>・施設の清掃整理</li> <li>・入館者及び施設利用者の管理・指導</li> <li>・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li> <li>・利用料の納付書交付及び徴収</li> <li>・簡易修繕</li> <li>・管理業務に必要な消耗品の購入 等</li> </ul>	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	今井小学校区コミュニティ推進協議会	
契 約 金 額	935,679円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該施設は、地域のまちづくり活動の拠点として設置されており、地域住民による集会やサロン事業の場として活用されている。</p> <p>今井小学校区コミュニティ推進協議会は、地域住民のための集いの場として毎週「いきいきサロン」を実施するなど今井地区の活性化のため様々な活動を行っている。本施設の目的を達成するためには、地域の実情を把握し、地域住民との信頼関係の構築が必要であり、地域で活動する本コミュニティ組織が管理業務を行うことが適当であり、競争入札に適しないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	東ふれあいセンター管理業務委託	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・機械設備及び備品の管理</li> <li>・施設の清掃整理</li> <li>・施設利用者の管理・指導</li> <li>・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li> <li>・管理業務に必要な消耗品の購入 等</li> </ul>	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	東コミュニティ推進協議会	
契 約 金 額	1,428,617円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該施設の地域のコミュニティ組織である東コミュニティ推進協議会は、地域住民及び地区の活性化のため様々な活動を行っている。 地域住民自らがまちづくり活動を展開する拠点施設という施設の設置目的から、地域のコミュニティ組織によって管理運営することが望ましく、競争入札に適しないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	舞台機構設備保守点検業務委託	
契 約 内 容	<p>犬山市民交流センターにおける舞台機構設備の保守点検業務を指定の実施回数及び日数により市が定める実施要領のとおり行う。</p> <p>なお、設備に不時の故障や不具合が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、臨時に点検、調整、修理等を実施して復旧にあたること。</p>	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	K Y B ステージエンジニアリング株式会社	
契 約 金 額	2,409,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務で保守点検を行う舞台機構設備は、カヤバ工業株式会社が設置したものである。この設備を熟知した設置業者が保守点検を行うことが適切な管理をするうえで望ましい。K Y B ステージエンジニアリング株式会社は、カヤバ工業株式会社の舞台装置事業部や舞台装置を販売していた関連会社と分割合併等を経て設立された会社であり、他者に比して著しく設備を熟知しており、適切な保守点検の実施が可能であると判断できるため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課	
件 名	余坂木戸口まちづくり拠点施設及び余坂木戸口まちづくり拠点施設別館管理業務委託	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・機械設備及び備品の管理及び施設の清掃整理</li> <li>・入館者及び施設利用者の管理・指導</li> <li>・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li> <li>・使用料の納付書交付及び徴収</li> <li>・簡易修繕</li> <li>・管理業務に必要な消耗品の購入 等</li> </ul>	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	余遊亭運営委員会	
契 約 金 額	3,028,422円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当施設は、近隣町内を始めとする住民有志が検討段階より参加し、協議を重ねたうえで建設された施設であり、地域住民自らがまちづくり活動を展開する拠点施設という施設の設置目的から、地域住民で組織された余遊亭運営委員会によって管理運営することが望ましく競争入札に適しないと判断するため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部地域協働課交流担当	
件 名	国際交流推進事業委託業務（その1）	
契 約 内 容	<p>犬山市内において、次の業務を実施する。また、それ以外の業務であっても、業務運営上要するものは実施すること。</p> <p>①日本語教室開催事業②国際交流員企画事業支援業務</p>	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山国際交流協会	
契 約 金 額	742,496円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>犬山国際交流協会は、当市の国際交流、多文化共生を推進するために設立された団体であり、当市が実施する国際交流、多文化共生事業の一翼を担っている。</p> <p>同団体は、設立の趣旨から利益を追求しておらず、公共性、公益性の考えを持ち、国際交流や多文化共生を担うボランティア団体を育成し、団体と連携して事業を実施している。日本語教室の開催、国際交流、多文化共生のイベント開催などは、同団体の実績とノウハウ、幅広いネットワークが実施を可能としており、外国人市民が地域社会との関わりを持つきっかけとなる機会の提供に貢献している。</p> <p>その他にも、語学講座の実施、国際理解を推進する講演会の開催、異文化理解を推進する事業など日本人市民に対しても国際交流、多文化共生の理解を求める事業を実施している。</p> <p>こうした事業活動を行う類似の団体は市内には存在せず、本件業務を達成するには同団体と随意契約することが最も適当であり、競争入札に適しないと判断する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部地域協働課交流担当

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	防災交通課	
件 名	Jアラート受信装置保守点検業務委託	
契 約 内 容	犬山市に設置されているJアラート受信装置の正常な機能を維持し、円滑な運用を図るために行う保守点検業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社カナデン中部支店	
契 約 金 額	165,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>上記業者は当市のJアラート受信装置を導入しており、装置の細部やシステム構成及びネットワーク接続を把握しています。</p> <p>この装置は市民の安全安心に関わるシステムのため、障害発生時に早急な復旧対応が必要ですので、機器の導入システムを構築した業者に保守点検を行わせることが最も適しています。</p> <p>よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）により随意契約とします。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	防災交通課	
件 名	災害時緊急情報提供システムの使用について	
契 約 内 容	災害時緊急情報提供システムの提供 ・犬山市『あんしんメール』（住民用・職員用） ・犬山市『あんしん電話』	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	バイザー株式会社	
契 約 金 額	メールシステム使用料 2,904,000円 架電システム使用料 使用量による LINEシステム使用料 使用量による	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	該当業者は当市が導入している災害時緊急情報提供システム（あんしんメール・あんしん電話）を運用している管理業者であるため、他業者と契約した場合、他業者が該当業者へシステム使用料を支払う必要があり、必要外経費が発生します。 また、他業者が運用している別システムへ変更することは、現在のシステム登録者を他システムに登録する業務が必要となるため、必要外経費が発生します。 上記のことから管理業者とのシステム使用契約が最も適しているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）により随意契約とします。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	防災交通課	
件 名	市町村防災支援システムサービスについて	
契 約 内 容	災害発生時に愛知県へ報告する際に利用する「市町村防災支援システム」の保守管理業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	富士通ネットワークソリューションズ株式会社	
契 約 金 額	341,880円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>該当業者は本システムの開発元であり、また、該当業者が管理するクラウドサービスにより、システムの運用をおこなっている。</p> <p>上記のことから、他業者でクラウド環境の整備やシステムの保守を遂行することが困難であるため、開発業者とのシステム使用契約が最も適していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）により随意契約とします。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	防災交通課	
件 名	防災ハンドブックデジタル広報ツール使用料について	
契 約 内 容	防災ハンドブック及び防災マップを専用多言語閲覧ビューソフト「Catalog Pocket」上で公開するもの	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	サンメッセ株式会社 愛岐営業所	
契 約 金 額	239,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>該当業者は本市の防災ハンドブック及び防災マップの作成委託を請け負っており、防災ハンドブック等作成時の基礎データを所有している。また、防災ハンドブック等作成時より、データ変換から専用サイトへの情報配信まで全て継続して行っている。</p> <p>上記のことから、他業者で上記業務を遂行することが困難であるため、ハンドブック等作成時の基礎データを所有している業者との契約が最も適していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）により随意契約とします。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民課	
件 名	カード裏書印字システム機器保守委託	
契 約 内 容	カード裏書印字システムについて、機器の正常な稼働を確保し、ソフトウェアの適正な更新を実施するための保守委託契約	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社ジェイエスキューブ	
契 約 金 額	396,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2項の規定により、随意契約をするもので、カード裏書印字システムは特殊な機器で保守点検が実施できるのは購入業者（テクノ・トッパン・フォームズ(株)は業務を(株)ジェイエスキューブへ移管）に限られるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 市民課	
件 名	コンビニ交付サービス保守業務	
契 約 内 容	コンビニ交付サービス導入時に構築した機能に対して、バージョンアップ適用作業の支援や、各機能の問合せ対応	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	1,954,920円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本システムは既存のパッケージシステムである住民記録システムと連携を行っており、安定稼働のための保守を行うことができるのは既存住民記録システムの構築事業者に限られます。したがって、その性質が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 市民課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 税務課	
件 名	地方税電子申告支援サービス利用業務委託	
契 約 内 容	総務大臣から指定された地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンターと連携し、L GWAN回線を利用して、犬山市に設置する各クライアント操作端末と株式会社TKCが運営するTKCインターネット・サービスセンター内に設置されたサーバーとを接続して、地方税の電子申告等の支援を行うクラウド方式によるコンピュータサービスの実施	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 TKC	
契 約 金 額	4,626,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	平成21年度に電子申告及び年金特別徴収に対応するためのシステム導入をする際、国から指定された委託対象先となる事業者内で指名競争入札を行った結果、株式会社TKCが落札しました。その後、システム導入にあたり基幹系システムとのデータ交換を行うためのシステム構築や設定変更を実施しており、他の事業者に変更する場合、新しくシステム構築とその動作確認が必要となります。そのため、同一業者に委託することにより事務量及び費用の削減が見込まれるため、指名競争入札には適しないと判断し、随意契約としています。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 税務課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 収納課	
件 名	市税等クレジット収納業務委託	
契 約 内 容	犬山市が市税等の収納にクレジットカード及びインターネットバンキングを利用したPay-easy（ペイジー）収納業務を実施するにあたり、納付サイトの運営・管理、決済の実行、納付情報の伝送および保管等の収納代行業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社エフレジ	
契 約 金 額	462,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	令和2年度に施行したクレジット収納導入業務については株式会社エフレジが落札し、納付サイト構築やデータ接続準備及び試験を実施した。クレジット収納については同社のシステムが組み込まれていて非公開情報であり、他の者では解析や改造が困難である。メンテナンスやプログラムの修正を行うのは導入を実施した事業者に限られ、当該契約は競争入札及び他事業者への変更は適さないため、随意契約を締結するものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 収納課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	福祉課	
件 名	生活保護システム保守業務委託	
契 約 内 容	生活保護システム年間保守業務 ・基準改定等対応（国庫補助対象となる大規模改修を除く） ・システム（ソフトウェア）対応	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	北日本コンピューターサービス株式会社	
契 約 金 額	1,402,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	運用中の生活保護システムが北日本コンピューターサービス株式会社製のパッケージシステムで、その内容が外部に公開されていないことから、業務を行うことがシステムを構築した事業者に限られるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 福祉課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部高齢者支援課	
件 名	介護保険指定機関等管理システム利用	
契 約 内 容	システム利用 (ID発行) ※契約に伴い、次のサービスが付帯される。 LGWAN接続機器等利用及び保守等、障害監視、年1回程度の機能強化、データバックアップ、ヘルプデスク	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	
契 約 金 額	528,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	当市が入力管理を行っている介護保険サービス事業者情報については、愛知県国民健康保険団体連合会へデータ送信を行っている愛知県とのデータ共有が必要であり、愛知県と同じシステムを利用する必要があるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課	
件 名	緊急通報システム事業委託契約	
契 約 内 容	在宅で虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や事故等の緊急事態に対応するための緊急通報専用端末を設置し管理する業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	東和電子システム株式会社	
契 約 金 額	月額 550円/1台 396,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報専用端末機を設置、運用を行う業務であり、消防署に直接通報できる端末機の提供や消防署との連携が可能なシステムが構築されているこの業者1者に限定される。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託（羽黒・池野地区）	
契 約 内 容	介護保険法の規定に基づき実施する、地域包括支援センターに係る業務。適切な包括的支援事業や指定介護予防支援事業を切れ目なく提供する業務を実施する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	医療法人啓友会	
契 約 金 額	23,202,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>市内5地区（犬山北、犬山南、城東、羽黒・池野、楽田）の地域包括支援センターは平成29年度以降の事業実施を、プロポーザルにより選定された法人と契約締結している。これは、地域包括支援センターの構成メンバーとして、主任ケアマネ・保健師・社会福祉士及び地域づくり担当（先の3職種のいずれかの資格を持つ者）を必要とし、業務を専門的な見識から切れ目なく提供する必要がある。そのため、専門職の確保が可能であることや連携がとりやすい環境であること、地域包括支援センター業務に関する知識と支援実績があること、という条件を満たして事業実施できるものはこの法人以外にないため、競争入札に適さないものである。</p> <p>（契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託 (楽田地区)	
契 約 内 容	介護保険法の規定に基づき実施する、地域包括支援センターに係る業務。適切な包括的支援事業や指定介護予防支援事業を切れ目なく提供する業務を実施する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人白寿苑	
契 約 金 額	22,372,236円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>市内5地区（犬山北、犬山南、城東、羽黒・池野、楽田）の地域包括支援センターは平成29年度以降の事業実施を、プロポーザルにより選定された法人と契約締結している。これは、地域包括支援センターの構成メンバーとして、主任ケアマネ・保健師・社会福祉士及び地域づくり担当(先の3職種のいずれかの資格を持つ者)を必要とし、業務を専門的な見識から切れ目なく提供する必要がある。そのため、専門職の確保が可能であることや連携がとりやすい環境であること、地域包括支援センター業務に関する知識と支援実績があること、という条件を満たして事業実施できるものはこの法人以外にないため、競争入札に適さないものである。</p> <p>（契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託（犬山南地区）	
契 約 内 容	介護保険法の規定に基づき実施する、地域包括支援センターに係る業務。適切な包括的支援事業や指定介護予防支援事業を切れ目なく提供する業務を実施する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	社会医療法人志聖会総合犬山中央病院	
契 約 金 額	22,908,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>市内5地区（犬山北、犬山南、城東、羽黒・池野、楽田）の地域包括支援センターは平成29年度以降の事業実施を、プロポーザルにより選定された法人と契約締結している。これは、地域包括支援センターの構成メンバーとして、主任ケアマネ・保健師・社会福祉士及び地域づくり担当（先の3職種のいずれかの資格を持つ者）を必要とし、業務を専門的な見識から切れ目なく提供する必要がある。そのため、専門職の確保が可能であることや連携がとりやすい環境であること、地域包括支援センター業務に関する知識と支援実績があること、という条件を満たして事業実施できるものはこの法人以外にないため、競争入札に適さないものである。</p> <p>（契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託（犬山北地区）	
契 約 内 容	介護保険法の規定に基づき実施する、地域包括支援センターに係る業務。適切な包括的支援事業や指定介護予防支援事業を切れ目なく提供する業務を実施する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	医療法人啓友会	
契 約 金 額	22,449,520円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>市内5地区（犬山北、犬山南、城東、羽黒・池野、楽田）の地域包括支援センターは平成29年度以降の事業実施を、プロポーザルにより選定された法人と契約締結している。これは、地域包括支援センターの構成メンバーとして、主任ケアマネ・保健師・社会福祉士及び地域づくり担当（先の3職種のいずれかの資格を持つ者）を必要とし、業務を専門的な見識から切れ目なく提供する必要がある。そのため、専門職の確保が可能であることや連携がとりやすい環境であること、地域包括支援センター業務に関する知識と支援実績があること、という条件を満たして事業実施できるものはこの法人以外にないため、競争入札に適さないものである。</p> <p>（契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託 (城東地区)	
契 約 内 容	介護保険法の規定に基づき実施する、地域包括支援センターに係る業務。適切な包括的支援事業や指定介護予防支援事業を切れ目なく提供する業務を実施する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人ともいき福社会	
契 約 金 額	22,738,588円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>市内5地区（犬山北、犬山南、城東、羽黒・池野、楽田）の地域包括支援センターは平成29年度以降の事業実施を、プロポーザルにより選定された法人と契約締結している。これは、地域包括支援センターの構成メンバーとして、主任ケアマネ・保健師・社会福祉士及び地域づくり担当(先の3職種のいずれかの資格を持つ者)を必要とし、業務を専門的な見識から切れ目なく提供する必要がある。そのため、専門職の確保が可能であることや連携がとりやすい環境であること、地域包括支援センター業務に関する知識と支援実績があること、という条件を満たして事業実施できるものはこの法人以外にないため、競争入札に適さないものである。</p> <p>（契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	犬山市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業業務	
契 約 内 容	認知症等の者並びにその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため、認知症又は徘徊行動をするおそれのある高齢者等が日常生活に起因する偶発の事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、市がこれを保証する団体総合生活補償保険に契約する認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
契 約 金 額	1件あたり 1,540円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	被保険者を本人のみに限定し、かつ保険料を全額加入者負担とすることで加入者がいなくても市への責任がないという条件を満たす保険会社は選定業者のみであり、競争入札に適さないものである。 (契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日)	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	犬山市認知症初期集中支援事業業務	
契 約 内 容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、認知症初期集中支援チームに係る業務。適切な医療や介護サービスに繋がっていない対象者に対する訪問支援、介入方法などを関係者間で検討する会議の開催、認知症に関する普及啓発活動等を実施する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	医療法人結 結ファミリークリニック	
契 約 金 額	5,198,638円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>チームを構成するメンバーとして、医療系専門職、介護系専門職、専門医又は認知症サポート医を必要とし、それぞれの専門職が多角的な視点でアセスメントや介入を行う事業である。現在、市内の医療機関には専門医がおらず、認知症サポート医は数人いる。</p> <p>事業実施には、チームの医師として「認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有し」且つ「認知症初期集中支援チームの実績がある」認知症サポート医が必要なこと、また、法人内で医療系専門職と介護系専門職の配置も可能で、チーム員間の細かな連携が取りやすい環境という条件を満たす法人は選定業者のみであるため、競争入札に適さないものである。</p> <p>（契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部高齢者支援課	
件 名	犬山市老人福祉推進事業委託	
契 約 内 容	犬山市内に居住する概ね60歳以上の高齢者を対象に、老人福祉の推進のための部活動を運営し、各部の日常的な活動をはじめ大会や発表会等を開催する	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市老人クラブ連合会	
契 約 金 額	1,000,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本事業は高齢者を対象とした高齢者の生きがいに寄与することを目的とする事業であり、地区毎の高齢者によって組織されている単位老人クラブを横断した部活動を組織し、高齢者同士が互いに支え合う環境の整備を図るもので、契約の相手方が単位老人クラブ間の連絡調整を担う犬山市老人クラブ連合会に限定される。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課	
件 名	食事サービス事業委託契約	
契 約 内 容	ひとり暮らし高齢者等にバランスの取れた食事を手渡しで配達することで、栄養改善を図り安否確認を行う業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	まごころ弁当 各務原ひまわり店 宅配クック ワン・ツウ・スリー 尾張中央店 株式会社クリップコーポレーション(さくら配食サービス) みそら食堂 元氣べんとう	
契 約 金 額	210円/食 210×17,250食=3,622,500(予定総額)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	ひとり暮らし高齢者等にバランスの取れた食事を手渡しで配達することで、栄養改善を図り安否確認を行う業務であり、栄養価基準日本人の食事摂取基準(2020年度版)の70歳以上男女(身体レベルⅡ)を参考にエネルギー700kcalの食事提供と配達サービスができる業者に限定され、競争入札に適しないと判断したため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	高齢者短期入所事業委託	
契 約 内 容	犬山市高齢者短期入所事業実施要綱及び関係諸法令に基づき養護老人ホームの居室を利用し、短期入所させ、自立した生活を行うための体調調整等の支援を行い、本人及びその家庭の福祉向上を図る	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人ともいき福祉会	
契 約 金 額	6,939円/日	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	対象者を短期入所させることができる施設を持ち、入所者の支援について専門的な技術を持つ事業者は他にいないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	在宅医療・介護連携推進事業業務委託	
契 約 内 容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、在宅医療・介護連携推進事業に係る業務。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的・継続的な在宅医療・介護を一体的に提供するため、地域関係者の連携体制の構築を図る。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会	
契 約 金 額	5,028,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>尾北医師会は、平成27年度より愛知県からの委託事業として在宅医療・介護連携推進のための体制整備事業を医師会管内で実施しており、業務に関する実績がある。また、医療と介護の関係者の連携は市町村を超え実施することも多く、医師会単位で統一した取り組みを行うことで、より効果的な連携推進事業が実施できることから、選定業者に随意契約することが適している。</p> <p>（契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	生活支援コーディネーター業務委託	
契 約 内 容	<p>介護保険法及び地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターに関する業務。                  地域情報共有の場である協議体の設置・開催を通じ、地域住民や民間企業等と協働し、地域の実情に応じた生活支援サービスの創出等を実施する。</p>	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 和顔の輪	
契 約 金 額	6,071,758円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>高齢者福祉及び障害者福祉の分野において活動実績がある事業者であること、また、事業の実施には各所と継続的な関わりが必要となる。同事業者においては、プロポーザルにより平成29年度の契約締結以降、現在も地域において地域住民及び関係団体と協働して多様な活動を行っていることから、この事業を実施できるものはこの法人以外にないため、競争入札に適さないものである。                  （契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部高齢者支援課	
件 名	地域包括支援センターシステム保守	
契 約 内 容	地域包括支援センターシステムの維持管理及び運用保守全般の委託契約	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	4,249,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	定期的な機能強化や介護保険法改正に対応したシステム改修の適用作業も委託業務に含まれており、相手方はシステム版權を所有する事業者と連携関係にある事業者に特定され、かつ、障害発生時の緊急事態に早急に対応するために近隣に営業拠点があることも必要で、相手方が1者に限定されるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部高齢者支援課	
件 名	犬山市老人クラブ連合会指導員派遣	
契 約 内 容	犬山市老人クラブ連合会へ、老人クラブ活動に対し助言・指導をする職員を派遣する業務の委託	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会	
契 約 金 額	1,290,348円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	老人福祉法の規定に基づき老人福祉の増進を図るにあたり、指導員による助言・指導により老人クラブ活動の自主的な運営が促進されることを目的としており、派遣される指導員には老人クラブの活動に精通し、且つ、クラブ会員と高い信頼関係にあることが要求されるのでこの法人以外にないため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課																									
件 名	国保レセプト等二次点検業務委託																									
契 約 内 容	国民健康保険被保険者の加入資格の有無等に係る点検(資格点検)や、国が定めた算定基準等による点検やレセプトとの整合性の確認等を行い、診察・検査・投薬等の診療内容について、正しい請求が行われているかどうかを点検する。																									
契 約 期 間	R3. 4. 1～R4. 3. 31																									
契 約 締 結 日	R3. 4. 1																									
契 約 相 手 方	愛知県国民健康保険団体連合会																									
契 約 金 額	レセプト二次点検業務 1 件7. 70円 国民健康保険療養費支給申請書に係る二次点検業務 1 件3. 30円 予定総額3, 032, 000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第 1 号</td> <td>少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第 2 号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 3 号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 5 号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 6 号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 7 号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 8 号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 9 号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））	○	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））																								
○	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、診察・検査・投薬等の診療内容に係る内容点検や国が定めた算定基準等による点検やレセプトとの整合性の確認等が必要であり、その作業には診療報酬制度に精通し、また、制度改正に伴う対応が迅速且つ適正に行えるなど専門性が必要である。犬山市等県内の全市町村を会員として事業運営している愛知県国民健康保険団体連合会は国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、医療機関等からの診療報酬明細書の一次審査・支払を行っているため、診療報酬制度に精通し、制度改正にも迅速かつ適正に行える上、市民の病歴等が記載されている診療報酬明細書を取り扱う際の個人情報保護の観点からも、契約の性質が競争入札に適さないため随意契約とする。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課	
件 名	令和3年度特定健康診査、後期高齢者医療健康診査	
契 約 内 容	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人尾北医師会	
契 約 金 額	特定健康診査 63,581,496円 (予定総額) 後期高齢者医療健康診査(後期健診) 72,781,225円 [特定健診]11,319円×5,384人+[眼底検査]4,400円×600人=63,581,496円 [後期健診]11,319円×5,775人+[眼底検査]4,400円×1,685人=72,781,225円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	一般社団法人尾北医師会と契約することで、市民が身近な医療機関にて安心して特定健康診査を受診でき、地域の医師と連携して市民の健康を管理することができるため、随意契約として一般社団法人尾北医師会に委託するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	健康づくり (高齢者) 事業委託業務																									
契 約 内 容	高齢者の介護予防を目的とする健康づくりに関する事業 (木曜サロン, らくらく体操普及、市民団体の依頼による所外体操指導・認知症予防等)																									
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																									
契 約 相 手 方	犬山市健康づくり推進協議会																									
契 約 金 額	252,500円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>健康づくり推進協議会は、市民の健康づくりを推進するため市が養成したボランティア (健康づくり推進員) の組織であり、人材育成にも市が関わっている。平成15年より養成・活動を開始し、運動を主軸にした健康づくり活動を実施しており、市民のための体操普及やウォーキング事業等を一年通して市内各所で展開している。</p> <p>今後も市と協働で市民の健康づくりを推進していく上で欠かせない組織であり、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)	
件 名	健康づくり食生活改善 (高齢者) 事業委託業務	
契 約 内 容	高齢者市民の介護予防を目的とする食生活改善推進に関する事業 (木曜サロン, 中中年男性料理入門、シニア料理教室・選んで楽しく健康レストラン (食育SATを用いた栄養バランスチェック等)、養成講座等)	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市食の改善推進協議会	
契 約 金 額	241,350円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>食の改善推進協議会は、市民の健康づくりを推進するため市が養成した食のボランティア (食の改善推進員) 組織であり、毎年人材育成にも市が関わっている。</p> <p>組織を立ち上げ20年以上も食を中心に食生活改善推進活動を行っており、若い世代から高齢者まで幅広く市民のために一年通して事業を実施している。</p> <p>今後も健康づくりを推進していく上で欠かせない存在であり、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーション運用保守業務（令和3年度分）	
契 約 内 容	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーション運用保守業務（令和3年度分）を委託する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社中央ジオマチックス	
契 約 金 額	385,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーションは平成29年度に構築し、継続して運用及び保守業務を施行していくものであり、アプリの運用及び保守業務に対応することはアプリの構築を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、アプリ構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課 (保健センター)	
件 名	犬の登録鑑札・狂犬病予防注射済票交付及び手数料徴収事務	
契 約 内 容	狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号) 第4条第1項及び第5条第1項に規定された犬の登録鑑札・注射済票交付及び手数料の徴収業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	愛知北開業獣医師連絡協議会	
契 約 金 額	1,117,600円を超えない範囲 犬の登録：300円×270件×消費税=89,100円 注射済票：275円×3,400件×消費税=1,028,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>狂犬病予防注射は、多くの場合動物病院で接種されており、その場で犬の登録鑑札・注射済票交付及び手数料の徴収を実施できることが合理的であるが、動物病院毎に単価契約することは不効率である。</p> <p>市内及び近隣の獣医師が所属している愛知北開業獣医師連絡協議会と契約することがもっとも合理的かつ経済的であり、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、選定業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課(保健センター)

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部健康推進課	
件 名	犬山市民健康館自主事業委託	
契 約 内 容	犬山市民健康館で市民の健康づくりを推進し、健康及び福祉の増進を進めるため、健康講演会や秋桜健康福祉まつり等を実施する業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市民健康館自主事業実行委員会	
契 約 金 額	700,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	受託者である犬山市民健康館自主事業実行委員会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係者、市民健康館で活動している健康に関するボランティアを構成メンバーとしており、犬山市民健康館及び健康づくりについて熟知しており、市民の健康づくりを推進し、健康及び福祉の増進を図るうえで、最適な団体であるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	子育て支援アプリ運用及び保守業務（令和3年度分）	
契 約 内 容	子育て支援アプリの運用及び保守業務（令和3年度分）を委託する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 ミラボ	
契 約 金 額	703,920円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	子育て支援アプリは平成30年度に構築し、継続して運用及び保守業務を施行していくものであり、アプリの運用及び保守業務に対応することはアプリの構築を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、アプリ構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	成人歯科健康診査																									
契 約 内 容	歯科健康診査の委託 対象：当該年度に節目年齢（30歳、40歳、50歳、60歳、70歳）に達する人 内容：口腔内およびその周辺診査、保健指導 検診料：無料																									
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 犬山扶桑歯科医師会																									
契 約 金 額	1件あたりの単価契約 3,000円 (予算1,227,000円) 実施人数により受託医療機関に支払う																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人犬山扶桑歯科医師会に委託することで、市民にとって地域の歯科医療に貢献している身近な歯科診療所で健診をうけることができ、健診後も早期治療、経過観察など継続した医療に結び付けやすい。 そのため、地元歯科医師会に委託することが、市民にとって有益であるとし、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	任意検診業務	
契 約 内 容	市が任意で行う検診（胃がんリスク検診・緑内障検診・糖尿病眼科検診）	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人尾北医師会	
契 約 金 額	胃がんリスク検診5,159円/人, 緑内障検診3,971円/人, 糖尿病眼科検診5,313円/人 6,668,365円 実績に応じて支出、支払は一般社団法人尾北医師会所属の医療機 関に直接支払い	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	検診等を受診する際に、多くの市民は一般社団法人尾北医師会に加入している 地元の病院や診療所を利用するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課 (保健センター)	
件 名	妊産婦・乳児健康診査事業	
契 約 内 容	母子保健法に基づく地方自治体が実施すべき健康診査事業 県医師会・地元医師会との契約であるが、支払形態は実施した会員の医療機関に委託料が支払われる。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	尾北医師会、愛知県医師会	
契 約 金 額	健診回数別による単価契約 (予算額 47,378,000円) 健診受診人数、健診の種別により実施医療機関に支払うもの	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	妊産婦、乳児の健康診査は、多くの市民は2市2町を含めた愛知県内の病院や診療所で受けており、愛知県内で補助額を統一して妊産婦・乳児健康診査事業を実施しているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課(保健センター)

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	保健事業等に関する業務	
契 約 内 容	健康増進法第4条に基づく地方自治体が実施すべき健康推進事業（肝炎検査・胃がん検診・子宮頸がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診）	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人尾北医師会	
契 約 金 額	149,299,478円 各検診ごとに単価が異なり、実績に応じて支払う。	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	検診等を受診する際に、多くの市民は一般社団法人尾北医師会に加入している地元の病院や診療所を利用するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	母子保健事業に関する業務	
契 約 内 容	母子保健法第12条に基づき地方自治体が実施すべき健康診査事業（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査） 医師会との契約であるが、支払形態は業務にあたった会員の医師に報償費として支払う。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人尾北医師会	
契 約 金 額	2,315千円の範囲内 従事時間の実績に応じて支払う。	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	乳幼児健康診査は、乳幼児の健康状態の確認、疾病の早期発見、早期治療のため実施するが、診察、総合判定により、要観察、要精密、要医療になった場合、地域の医療機関を利用することが多いため、健康管理においても市民に都合がよい。 また、普段においても健診等を利用する市民の多くが、一般社団法人尾北医師会に加入している地元の診療所を利用するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課 (保健センター)	
件 名	予防接種事業	
契 約 内 容	予防接種法に基づく地方自治体が実施すべき予防接種事業	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	尾北医師会、愛知県医師会	
契 約 金 額	ワクチンの種類別による単価契約 (予算額 180,467,000円) ワクチンの種類、接種人数により接種医療機関に支払うもの	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	乳幼児、学童、高齢者の予防接種は、多くの市民は地元の病院や診療所を利用しており、尾北医師会管内 (2市2町) での実施が多く、2市2町で共通の価格での実施をしている。かかりつけ医が尾北医師会管内以外の愛知県内の医療機関の場合は、愛知県広域予防接種事業として実施している。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課(保健センター)

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)	
件 名	犬山市訪問看護ステーション業務	
契 約 内 容	犬山市訪問看護ステーション業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会	
契 約 金 額	22,782,000円 実績に応じて精算	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市訪問看護ステーションは、一般社団法人尾北医師会の医師による指示書に基づき、適切な看護をしており、一般社団法人尾北医師会と随意契約を締結することで、医師との連携及び調整業務が円滑できめ細やかな対応をすることができるため、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)	
件 名	犬山市休日急病診療所業務	
契 約 内 容	犬山市休日急病診療所業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会	
契 約 金 額	28,945,466円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人尾北医師会に委託することで、地域の一時医療に精通及び貢献している医師を派遣することができ、市民の安全を守るためには必要である。</p> <p>そのため、地元医師会の委託することが、市民にとって有益であるとし、随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	歯科保健事業に関する業務	
契 約 内 容	健康増進法第19条の2、母子保健法第10条、第12条、第13条に基づき地方自治体が実施すべき歯科保健事業（パパママ教室、産婦歯科健康診査、1歳6か月児健康診査・2歳3か月児歯みがき教室・3歳児健康診査・39歳以下健康診査） 歯科医師会との契約であるが、支払形態は業務にあたった会員の歯科医師に報償費として支払う。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人犬山扶桑歯科医師会	
契 約 金 額	2,969千円の範囲内 従事時間の実績に応じて支払う。	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	歯科保健事業は、子どもから大人まで市民の歯の健康保持、疾病の早期発見のために行う事業であり、母子成人合わせて、年間70回近い事業を実施している。事業実施に当たり、歯科医師の確保とともに、治療が必要となった場合に地元の歯科診療所の方が、安心して早期治療に結びつきやすいため、市内歯科診療所が所属する歯科医師会を選定した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	歯と口の健康センター業務	
契 約 内 容	歯と口の健康センターを年2回行う。 歯科健診・フッ化物塗布(12歳以下)等	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人犬山扶桑歯科医師会	
契 約 金 額	1,150,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>この事業は、虫歯予防デーの一環で市民に「歯の健康」を啓発し、予防歯科を周知するため、歯科医師会と協働で行っている事業である。</p> <p>事業実施にあたっては、毎年歯科医師会と内容等協議しており、年2回(春・秋)実施する委託料としては、資材費程度の内容で業務を請け負ってもらっている。</p> <p>なお、歯科健診やフッ素塗布を請け負う健診委託業者は県内には無かった。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	道路作業業務委託	
契 約 内 容	市内全域において、全路線の道路作業に係る業務 市道パトロール、道路清掃等	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	9,482,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅前広場維持管理業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東西広場において、清掃、除草及び剪定等広場管理に係る業務 ごみ拾い、清掃、人力除草、低木剪定、アベリア剪定、花壇管理、 草・剪定枝及びごみ等処理	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	4,202,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	楽田駅東公衆便所清掃業務委託	
契 約 内 容	犬山市楽田駅東公衆便所のトイレ清掃作業に係る業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	616,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	杣・ゲート点検業務委託	
契 約 内 容	稲葉用水路外9の杣・ゲート点検作業に係る業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	715,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等維持管理業務委託	
契 約 内 容	内田防災公園外11の都市公園の維持管理作業に係る業務 トイレ清掃、ごみ拾い清掃、人力除草工、草刈工、芝刈り工、下草刈工、剪定工等	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	9,064,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅東西連絡橋消防設備及び電気設備保守点検業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東西連絡橋消防設備保守点検作業に係る業務 犬山駅東西連絡橋電気設備保守点検作業に係る業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	名鉄ビルディング管理株式会社	
契 約 金 額	143,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	犬山駅東西連絡橋は市と名古屋鉄道(株)の共同管理物件であり、本委託の保守点検項目である自動火災報知器設備について、名鉄ビルディング管理(株)の管理施設内に受信盤が設置してあるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅エレベーター保守点検業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東西連絡橋エレベーターを常時正常かつ良好な運転状態に維持するとともに、万一異常が生じた場合は、迅速かつ的確な処置を行う。 犬山駅西エレベーター、犬山駅東エレベーターの保守点検に係る業務。	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	愛知小型エレベーター製造株式会社	
契 約 金 額	628,320円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	昇降機の保守点検は、自社製品でないと行えないとする理由で例年一社を除き、指名業者が辞退する状態が続いている中で、他メーカーの昇降機でも細やかに保守点検を行うことのできる事業者と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅エスカレーター保守点検業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東西連絡橋エスカレーターを常時正常かつ良好な運転状態に維持するとともに、万一異常が生じた場合は、迅速かつ的確な処置を行う。 犬山駅東エスカレーター、犬山駅西エスカレーターの保守点検に係る業務。	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社	
契 約 金 額	1,386,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	昇降機の保守点検は、製品が特殊なことから製作者に委託することが適切な作業を行う上で望ましい。そのため適切に保守点検を行うことのできる製作者と随意契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅前広場モニュメント等保守点検業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東からくり時計モニュメント及び犬山駅東からくり人形が正常且つ安全に機能するように保守点検、軽易補修を行い、万一異常が生じた場合は、迅速かつ的確な処置を行う	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 玉屋	
契 約 金 額	462,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	業務内容にモニュメント内のからくり人形システムの保守点検等があるため、このシステムの特異性から製作者と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	道路台帳等公開型GISシステムサービス使用	
契 約 内 容	システムサービス使用一式	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	アジア航測株式会社	
契 約 金 額	550,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、令和2年度にアジア航測株式会社と契約した犬山市公開型GISシステム構築業務が令和3年2月中に完了し、令和3年3月1日より公開型GISシステムの一般公開を開始しており、令和3年度においても公開型GISシステムの運用業務を委託する必要があるものです。</p> <p>本業務は、公開型GISシステム構築業務の受注者であるアジア航測株式会社がシステムのノウハウを保持しており、また、本システムのソフトにおいてもアジア航測株式会社の特許製品であります。このことから、システム保守及び管理もアジア航測株式会社が併せて行うことで円滑な業務遂行、財政負担の軽減が見込めるため、本運用業務をアジア航測株式会社と随意契約するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	財務会計システムソフトウェア保守業務委託	
契 約 内 容	財務会計システムソフトウェア保守業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	484,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	水道料金等システムソフトウェア保守業務委託	
契 約 内 容	水道料金等システムソフトウェア保守業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社オザウェア	
契 約 金 額	432,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	当番工事店待機業務委託	
契 約 内 容	平日午後5時15分以降及び土・日・祝祭日の待機業務（緊急工事を含む）	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市指定水道工事店協同組合	
契 約 金 額	平日夜間5,434円/日 休日等14,905円/日 (予定総額3,176,756円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、水道事故などの緊急工事に迅速な対応をとるため、時間外・休日における当番工事店を定めることを目的としている。</p> <p>犬山市指定水道工事店協同組合は、市内に事業所を置いている複数の業者で構成されており、交替で当番を勤めることができ、水道事故など緊急を要する対応の必要がある際には距離的及び時間的に迅速に対応できる。さらに、災害時には当市と「災害時における応急給水及び復旧工事等の協力に関する協定書」を締結している。</p> <p>これらのことから、当該業務は市内指定工事店で構成された唯一の同業組合である同組合が行うのが適当であり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約の方法による契約を締結するものである。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	配水管路図・給水戸番図閲覧システム保守業務委託	
契 約 内 容	配水管路図・給水戸番図閲覧システム保守業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	フジ地中情報株式会社名古屋支店	
契 約 金 額	330,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>予定価格が契約規則に定める額を超えないため。 また、本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	ごみ分別アプリサーバー使用料	
契 約 内 容	スマートフォンなどで利用できるアプリを公開するためのサーバー使用	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 ディライトシステム	
契 約 金 額	224,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	現在使用しているごみアプリ「さんあーる」を導入し、市民に広くごみ分別方法を周知しています。ごみアプリ「さんあーる」は株式会社ディライトシステムが開発したものであり、他の業者からは購入できないため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	し尿運搬業務	
契 約 内 容	犬山市環境センターのし尿中継槽で一時貯留した、し尿を処理場である愛北クリーンセンターまで運搬するもの。(R3.4~R4.3)	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 犬山衛生社	
契 約 金 額	8,852,448円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令第4条の規定による委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>選定した事業者は、過去の実績から上記業務の遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な事業者であると認められる。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	し尿汲み取り業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出されるし尿を汲み取り、犬山市環境センターのし尿中継槽へ運搬し一時貯留するもの。(R3.4~R4.3)	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 犬山衛生管理組合	
契 約 金 額	金198円/18ℓ (うち取引に係る消費税額 18円) R3年度支出見込額 : 2,067,840ℓ/18ℓ×198円=22,746,240円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令第4条の規定による委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>選定した事業者は、過去の実績から上記業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な事業者であると認められる。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	スプレー缶類処理業務	
契 約 内 容	一般廃棄物（スプレー缶類）の処理業務（R3.4～R4.3）	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	ヤマショー金属 株式会社	
契 約 金 額	1 tあたり 110,000円 R3年度支出見込額：110,000円×24t=2,640,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令第4条の規定による委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>選定した事業者は、過去の実績から上記業務の遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な事業者であると認められる。</p> <p>また、一般廃棄物を他の自治体に運搬し処分するためには、受入先の自治体と事前協議を行い、その承諾を得なければならないが、当該業務の実施にあたっては、令和3年3月に弥富市長より、当市から排出される一般廃棄物の受入同意の承諾を得ている。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	犬山市環境センター管理業務（昼間）	
契 約 内 容	犬山市環境センターの施設管理及び脱臭装置の稼働（R3.4～R4.3）	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 犬山衛生管理組合	
契 約 金 額	719,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該業務は、市内で汲み取ったし尿を一時貯留する犬山市環境センターの脱臭装置の稼働等、施設管理を委託するものであり、平日昼間、市内で汲み取ったし尿を当該施設へ持ち込む「有限会社 犬山衛生管理組合」が、他の事業者に比べ効率的に事業を実施することが期待でき、過去に当該業務を受注した実績から、し尿に関する専門的な知識及び経験等を有すると認められるため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	犬山市環境センター管理業務（夜間・休日）	
契 約 内 容	犬山市環境センターの使用時間外の保安全管理（施設の見回り）（R3.4～R4.3）	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	中村 智恵子	
契 約 金 額	264,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	昭和60年12月に締結した「犬山市新し尿中継槽に関する覚書」により、夜間や土日、祝日、年末年始といった使用時間外の保安全管理を隣地住民へ委託することになっているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	古紙等収集運搬業務（犬山地区 外）	
契 約 内 容	市内（城東地区を除く）の各家庭から排出される古紙等の収集運搬業務	
契 約 期 間	契約締結日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 江南紙原料	
契 約 金 額	9,097,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置付けられていない。</p> <p>業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続手かつ安定的に可能な業者である。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	古紙等収集運搬業務（城東地区）	
契 約 内 容	市内(城東地区) の各家庭から排出される古紙等の収集運搬業務	
契 約 期 間	契約締結日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 新栄工業	
契 約 金 額	2,860,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置付けられていない。</p> <p>業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続手かつ安定的に可能な業者である。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	公共施設事業系可燃ごみ収集運搬業務（消防本部・消防署外5施設）	
契 約 内 容	市公共施設から排出される「事業系可燃ごみ（一般廃棄物）の収集運搬業務	
契 約 期 間	契約締結日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 犬山衛生社	
契 約 金 額	498,135円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項の規定により、  同法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しなければならないため、同許可を得ており、かつ、業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な業者であるため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	プラスチック製容器包装、ペットボトル再生業務、ガラスびん（その他の色）	
契 約 内 容	プラスチック製容器包装及びペットボトル再商品化処理委託ガラスびん（その他の色）（R3.4～R4.3）	
契 約 期 間	R3.4.1～R4.3.31	
契 約 締 結 日	R3.4.1	
契 約 相 手 方	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
契 約 金 額	プラスチック製容器包装 314,328円 $5,603\text{kg/年} \times 51\text{円/kg} \times 1.1 = 314,328\text{円}$ ガラスびん（その他の色） 514,057円 $62,310\text{kg/年} \times 17.5\text{円/kg} \times 1.1 = 514,057\text{円}$ <span style="float: right;">合計828,385円</span>	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会における容器包装廃棄物の再商品化事業として、市が収集したプラスチック製容器包装、ペットボトル、ガラスびん（その他の色）について、容器包装リサイクル法に基づいた再商品化のための分別基準適合物の引き渡し並びに引き取りを円滑かつ確実に実施するために、令和2年11月に令和3年度「分別基準適合物の引き渡し」に係る申込みにより、協会に登録を行った再商品化事業者での入札後、保管施設別の再商品化業務実施事業者を決定するため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	今井切塞多目的広場管理業務	
契 約 内 容	今井切塞多目的広場管理業務の委託 (R3. 4~R4. 3)	
契 約 期 間	R3. 4. 1~R4. 3. 31	
契 約 締 結 日	R3. 4. 1	
契 約 相 手 方	今井小学校区コミュニティ推進協議会	
契 約 金 額	333,894円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	一般廃棄物最終処分場の跡地利用として、地元地区の要望に基づき整備した今井切塞多目的広場の管理業務について、市内の他の公園、広場と同様に地元地域団体に管理委託することが最も効率的で、適当であるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	廃棄物埋立処分業務	
契 約 内 容	都市美化センターから排出される焼却灰・飛灰の埋立処分業務 (R3.4~R4.3)	
契 約 期 間	R3.4.1~R4.3.31	
契 約 締 結 日	H23.4.1 ※契約の更新のため。	
契 約 相 手 方	公益財団法人 愛知臨海環境整備センター	
契 約 金 額	規定量まで 金17,270円/t (うち取引に係る消費税額 1,570円) 超過量 金12,100円/t (うち取引に係る消費税額 1,100円)  R3年度支出見込額 : 17,270円×340 t +17,270円×500 t =14,506,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物を排出した自治体が、他の自治体に廃棄物を運搬し処分するためには、受入先の自治体と事前協議を行い、その承諾を得なければならず、入札以前に運搬先の最終処分場を確保する必要がある。</p> <p>公益財団法人 愛知臨海環境整備センターは、愛知県内の公共事業及び産業活動から排出される廃棄物の安全かつ適正な処分について、調査研究を行うとともに廃棄物の海面埋立処分事業を実施することを目的に、愛知県、名古屋市などの地方公共団体と民間企業により設立された第三セクターの公益財団法人であり、尾張地域の市町村等から委託を受け、一般廃棄物の埋立処分を行っている。</p> <p>当市も平成23年4月に、同財団と「廃棄物埋立処分契約」を締結しており、同契約書の規定により、契約の更新は双方から意義の申出がない場合は1年間延長されることとなっている。</p> <p>また、いずれの事業所から一般廃棄物を搬入する場合でも同財団が定める埋立処分料金が適用されるため、契約の性質が競争入札に適しないと認められる。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	粗大ごみ収集運搬業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出された粗大ごみの収集運搬業務	
契 約 期 間	契約締結日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 犬山衛生社	
契 約 金 額	17,290,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置付けられていない。</p> <p>業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続手かつ安定的に可能な業者である。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	剪定枝等チップ化处理業務	
契 約 内 容	都市美化センターに搬入された剪定樹木や刈草を堆肥の原材料として、チップ化する業務。(R3.4~R4.3)	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	大和エンタープライズ 株式会社	
契 約 金 額	剪定樹木処理 1kgあたり 11円	
	R3年度支出見込額：11円×70,000kg=770,000円	
	草処理 1kgあたり 17.6円	
	R3年度支出見込額：17.6円×500,000kg=8,800,000円	
	チップ運搬費 1車あたり 58,300円	
	R3年度支出見込額：58,300円×50車=2,915,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令第4条の規定による委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>選定した事業者は、過去の実績から上記業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な事業者であると認められる。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	犬山ふれあいの森整備業務委託	
契 約 内 容	森林整備（間伐、除伐、枯木処理）、環境調査・植生調査、交流活動（市民講座の開催）	
契 約 期 間	R3. 4. 1～R4. 3. 31	
契 約 締 結 日	R3. 4. 1	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所	
契 約 金 額	726,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>本市は愛知中部森林管理事務所と、犬山ふれあいの森における森林整備等の活動を円滑に実施するため平成23年に「ふれあいの森における森林整備活動に関する協定書」を締結しており、間伐や枯木処理等の森林整備、環境調査・植生調査、環境講座の開催等が業務となる。</p> <p>上記業務については、森林整備の専門的な知識と経験が必要であるとともに、行為地が広大なため長期計画を基に整備を行っており、協定締結時から当業務を受託していることから、本市周辺の里山に対する調査及び分析、講座等の主催及び保全活動の実践等を行っている上記の者と随意契約を締結する。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	犬山市都市美化センター運転管理等委託	
契 約 内 容	都市美化センターの運転管理等の委託 (R3. 4~R4. 3)	
契 約 期 間	R3. 4. 1~R4. 3. 31	
契 約 締 結 日	R3. 4. 1	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	293,964,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>ごみ処理施設を安全で安定的に運転するためには、専門知識や技術が必要であるため。</p> <p>また、大規模補修工事を設計・施工付契約（性能保証）により施工した事業者が施設の設備及び状態を熟知しており、老朽化した本施設を安全で安定的に運転することが可能と判断されるため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター施設更新技術支援業務委託	
契 約 内 容	都市美化センターの設備保全業務に関する調査助言等の業務 (R3. 4～R4. 3)	
契 約 期 間	R3. 4. 1～R4. 3. 28	
契 約 締 結 日	R3. 4. 1	
契 約 相 手 方	公益財団法人 東京都環境公社	
契 約 金 額	4,565,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部発行の「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手続き（平成18年7月）」において、市町村の廃棄物処理施設の設備更新等を含む廃棄物処理施設整備事業の計画について、必要な専門的知識・経験を補完するための技術支援業務を行う実施組織には、資質、能力及び高い倫理性が要求されるため、技術支援業務を行うことのできる中立的な実施組織は、ごく僅かな組織に限定されるとされている。このことから、本技術支援業務の契約は、入札に適さない性質であるものと判断される。</p> <p>「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手続き（平成18年7月）」において、中立的な実施組織として名前が挙げられている、ごく僅かな実施組織のうち、公益財団法人東京都環境公社は、平成26年度より都市美化センターの実地調査を行っており、同施設を熟知している上、東京都清掃局（現・環境局）が清掃工場（都内約20工場）を維持管理していた経験を基に策定した、独自の積算基準を継承している。そのため、同公社は同施設の設備更新に関する助言業務、営繕工事の設計精査業務を主な業務内容とする本委託業務の契約相手先として最も適切である事業者として認められる。</p> <p>上記の理由により、本委託契約の相手先として、公益財団法人 東京都環境公社を選定したものの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	プラスチック製容器包装中間処理業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出されたプラスチック製容器包装の中間処理業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 愛北リサイクル	
契 約 金 額	1kgあたり55円 55円×46,600kg×12月=30,756,000円(予定総額)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>業務遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な業者である。</p> <p>また、行政の容器包装リサイクル法への対応を支援するために地元関係業者が協同で設立させた会社であり、容器包装リサイクル法に沿った処理が実施できるため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課																									
件 名	ペットボトル中間処理業務																									
契 約 内 容	市内の各家庭から排出されたペットボトルの中間処理業務																									
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社 愛北リサイクル																									
契 約 金 額	1kgあたり60.5円 60.5円×15,000kg×12月=10,890,000円(予定総額)																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。 同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。 業務遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な業者である。 また、行政の容器包装リサイクル法への対応を支援するために地元関係業者が協同で設立させた会社であり、容器包装リサイクル法に沿った処理が実施できるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	可燃ごみ収集運搬業務 犬山地区、羽黒地区、楽田地区、城東地区の一部（栗栖、継鹿尾）	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出される一般廃棄物（可燃ごみ）の収集運搬	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 犬山衛生社	
契 約 金 額	124,971,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者である。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	可燃ごみ収集運搬業務 城東地区(栗栖、継鹿尾を除く)	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出される一般廃棄物(可燃ごみ)の収集運搬	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 東海SUNKEY	
契 約 金 額	23,367,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者である。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	空きびん収集運搬業務 第1・3週	
契 約 内 容	3色分別された空きびんの収集及び指定選別場所への運搬	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	小川商会	
契 約 金 額	7,022,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な業者である。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	空きびん収集運搬業務 (第2・第4週)	
契 約 内 容	3色分別された空きびんの収集及び指定選別場所への運搬	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 東海SUNKEY	
契 約 金 額	7,065,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な業者である。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	犬猫等死骸収集運搬業務 犬山地区、羽黒地区、楽田地区、城東地区の一部（栗栖、継鹿尾）	
契 約 内 容	犬山市が指示した犬猫等の死骸を尾張北部聖苑まで収集運搬する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 犬山衛生社	
契 約 金 額	(休日以外) 犬猫など動物の死骸 1体1,980円 尾張パークウェイの場合 1体4,950円 犬猫など動物の死骸（未回収時）1件 1,430円 (休日) 犬猫など動物の死骸 1体5,280円 尾張パークウェイの場合 1体8,250円 犬猫など動物の死骸（未回収時）1件 3,696円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。 同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。 業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な業者である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	犬猫等死骸収集運搬業務 城東地区(栗栖、継鹿尾を除く)	
契 約 内 容	犬山市が指示した犬猫等の死骸を尾張北部聖苑まで収集運搬する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 東海SUNKEY	
契 約 金 額	(休日以外) 犬猫など動物の死骸 1体1,980円 尾張パークウェイの場合 1体4,950円 犬猫など動物の死骸(未回収時) 1件 1,430円 (休日) 犬猫など動物の死骸 1体5,280円 尾張パークウェイの場合 1体8,250円 犬猫など動物の死骸(未回収時) 1件 3,696円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。 同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。 業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な業者である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	産業廃棄物収集運搬及び処分業務	
契 約 内 容	市公共施設から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 新栄工業	
契 約 金 額	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶器くず 1kgあたり 44円 収集運搬費 1回あたり 7,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	事業所が産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項の規定により、第14条第12項に規定する産業廃棄物処理業の許可業者に委託しなければならない。運搬距離は委託料に比例し、また、廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第7条及び同施行規則第3条の規定により、排出者は受託業者の現地確認をする必要があるため、近距離にある市内の処分場を管理運営し、かつ、収集運搬を併せて行うことができる業者を選定する。廃プラスチック、金属くず、ガラス・陶磁器くずを取り扱う許可を持つ業者は2者のうち、本市の入札参加資格者名簿に登録がある1者を指名するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	資源物及び不燃ごみ等収集運搬業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出された資源物及び不燃ごみ等の収集運搬業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 犬山衛生社	
契 約 金 額	116,710,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者である。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	不燃ごみ等収集容器設置業務	
契 約 内 容	市内集積場への空きびん・不燃ごみ・有害ごみ等の収集容器設置業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 犬山衛生管理組合	
契 約 金 額	9,624,450円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者である。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	環境保全活動支援及び環境保全活動拠点の管理委託	
契 約 内 容	犬山市が行う環境保全活動の支援（環境活動を行う団体への指導や支援、環境学習講座の開催、展示資料の整備、地方自治体等への自然環境に関する指導の実施。 里山学センターを環境保全活動の拠点としての管理、見回り、利用受付等事務、利用者応対	
契 約 期 間	R3. 4. 1～R4. 3. 31	
契 約 締 結 日	R3. 4. 1	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所	
契 約 金 額	5,764,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>委託業務には、犬山市が行う環境保全活動の支援を犬山市の自然の特性等を踏まえた上で実施をする必要がある。</p> <p>環境保全活動の拠点である犬山里山学センターの資料展示、来館者応対及び日常管理業務をはじめ自然環境に関する資料等の調査・収集、里山文化の研究、活用及び保存、環境講座や観察会等の開催など、犬山特有の専門的な知識と経験及び地域の状況把握が必要であり、それを実施することのできる人員を確保できる組織でなくてはこの事務を行うことができない。</p> <p>本市の自然特性を熟知しており、知識やノウハウを持って継続した活動を推進することができるのは、特定非営利活動法人里山学研究所しかないため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	寂光院公衆トイレ清掃業務委託	
契 約 内 容	清掃、トイレットペーパー等消耗品補充	
契 約 期 間	R3. 4. 1～R4. 3. 31	
契 約 締 結 日	R3. 4. 1	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	506,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	中島池ビオトープ植生管理	
契 約 内 容	中島池ビオトープの植生を管理し、ビオトープの生態系保護及び快適な環境の維持	
契 約 期 間	R3. 4. 1～R4. 3. 31	
契 約 締 結 日	R3. 4. 1	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所	
契 約 金 額	902,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>中島池ビオトープは、県営農村自然環境整備事業により里山の野生生物種の保護並びに自然とのふれあいを主目的として造成されたビオトープ施設である。</p> <p>特定外来種の進入防止や在来種の保護を行うことによりビオトープ内の植生を管理し、生態系を保持することができる。</p> <p>また、ビオトープを訪れる市民が快適に過ごせる環境を維持することを目的とする。</p> <p>本業務は、植物に対する知識を持ち、自然に生えている草花を見て区別する能力と、ビオトープの広い範囲を業務として実施する能力が必要であり、本業務を実施できるのは、特定非営利活動法人里山学研究所しかないため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	中島池東公衆トイレ清掃管理	
契 約 内 容	中島池東公衆トイレの維持管理	
契 約 期 間	R3. 4. 1～R4. 3. 31	
契 約 締 結 日	R3. 4. 1	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	467,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課																									
件 名	東海自然歩道パトロール業務委託																									
契 約 内 容	パトロール、ガイド、ごみ拾い、草刈り、枝払い、歩道の補修、側溝清掃、トイレの清掃及び点検等																									
契 約 期 間	R3. 4. 1～R4. 3. 31																									
契 約 締 結 日	R3. 4. 1																									
契 約 相 手 方	第6工区：善師野区 第7工区：東海自然歩道今井クリーンクラブ 第8工区：入鹿森林愛護組合																									
契 約 金 額	1,817,370円 ※各工区605,790円×3工区分=1,817,370円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>東海自然歩道の日常管理を地元市民団体等と協働で行うことにより、東海自然歩道に対する愛着を高めてもらい、地元と行政が連携しながら、維持管理ができる連絡体制を確立するため、区間を区切り善師野地区、今井地区、入鹿地区の地元市民団体と随意契約するものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	産業課	
件 名	プレミアム商品券販売等業務委託	
契 約 内 容	プレミアム商品券の販売及び換金	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年2月28日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山商工会議所	
契 約 金 額	242,792,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>商品券の販売から換金まで一括で委託することにより、プレミアム商品券の販売による収入を速やかに換金に充当することが可能となる。また、換金業務については、金融機関との調整、連携が必要であることから、過去にプレミアム商品券事業を実施し、金融機関と連携した換金業務を実施した経験を有し、市内事業者からの要望にも速やかに対応可能な犬山商工会議所に本件業務を委託することが最も合理的かつ経済的であるため、当該契約の性質が競争入札に適しないと判断し、随意契約の方法により契約を締結するもの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 産業課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	産業課	
件 名	有害鳥獣駆除等事業（管理）委託	
契 約 内 容	イノシシ用はこわな及び小動物用はこわな等の設置、移動、撤去及び見回り等。 新規わな免許取得者への指導、支援、相談等。 その他発注者からの協力要請に基づく実施隊活動の支援。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 犬山猟友会	
契 約 金 額	498,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	見積者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2の認定を受けており、かつ市内の生息状況・被害状況を熟知している地元住民により構成される団体であることから、随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 産業課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	産業課	
件 名	有害鳥獣駆除等事業（捕獲）委託	
契 約 内 容	農作物に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲及び処分 (対象鳥獣) イノシシ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、タヌキ カラス、ヒヨドリ、カワウ	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 犬山猟友会	
契 約 金 額	①イノシ 12,650円/1頭 ②アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、タヌキ 4,125円/1頭 ③カラス、ヒヨドリ、カワウ 825円/1羽 ①イノシ 12,650円×160頭=2,024,000円 ②アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、タヌキ 4,125円×80頭=330,000円 ③カラス、ヒヨドリ、カワウ 825円×100羽=82,500円 総額 2,436,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	見積者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2の認定を受けており、かつ市内の生息状況・被害状況を熟知している地元住民により構成される団体であることから、随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 産業課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	観光課	
件 名	鶺鴒保存・活性化事業委託	
契 約 内 容	(1) 鶺鴒開き及び鶺鴒納め催事に係る業務 (2) 鶺鴒匠の継続採用及び鶺鴒保存のための後継者としての育成 (3) 鶺鴒事業活性化に向けた観光宣伝及びPR (4) その他鶺鴒事業の保存・活性化に必要となる事業	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	(一社) 犬山市観光協会	
契 約 金 額	9,779,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>「木曾川うかい」は、鶺鴒の期間的な行事であるだけでなく、当市の年間を通じた観光事業の一環として位置づけていることから、今後も文化財として鶺鴒の保存、継承に努めていくとともに、犬山城をはじめとする他の観光資源・行事・PRと連携し、より効果的な情報発信をすることが、その効果を高めるためにも必要不可欠なことである。</p> <p>（一社）犬山市観光協会は、当市と連携して一体的に観光事業を推進している団体であり、旅行・観光業界に太いパイプを持つとともに、旅行会社勤務経験者を職員として採用していることから、当市の観光資源である鶺鴒事業に精通している。</p> <p>同時に、観光宣伝・観光客誘致に関する専門的な知識・ノウハウを有するとともに、マスコミやメディアへの情報発信なども積極的に取り組んでおり、パブリシティの実績も高いことから、鶺鴒事業の活性化についても、より効果的な施策の展開に向けたノウハウを持ち合わせているものである。</p> <p>「木曾川うかい」における鶺鴒匠は、昭和39年の市営鶺鴒開始後、市職員が務めており、市の職種の一つとなっているが、（一社）犬山市観光協会は、平成24年から女性職員を鶺鴒匠として雇用し、市の観光戦略及び鶺鴒事業の保存・活性化に必要不可欠となっている。</p> <p>また、「木曾川うかい」事業に寄与する女性鶺鴒匠を常時雇用している事業者は、当該事業者のみである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 観光課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	観光課	
件 名	シェアリングエコノミー活用推進業務委託	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月30日まで</li> <li>・委託内容 社会情勢を鑑みながら、シェアエコの仕組み周知、体験型観光コンテンツの普及(造成・体験)・拡充を図る。また、イベント民泊の実施は社会情勢を考えると難しいが、宿泊の多様性についての研究を深めることで、将来における犬山観光の魅力を高め、地域経済の活性化を図っていく。</li> </ul>	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月30日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人犬山市観光協会	
契 約 金 額	2,127,180円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務である、新たな観光メニュー造成やイベント民泊を実施するためには、本市の観光施策や状況に関する十分な知識及び経験を有していることが求められる。(一社)犬山市観光協会(以下「協会」という。)は、設立以来、犬山市及びその周辺の地域資源を活用し、観光産業の振興を図るとともに、本市の魅力を高め、国内外の人々との交流を促進しており、地域文化の維持発展及び地域産業の発展向上に寄与している。こうした取組みを経て培われた本市の観光に関する深い造詣と卓越した経験は、他の追随を許さない。また、長年の経験の蓄積から本市において観光コンテンツとして造成の可能性を有する資源を把握・発掘する能力を有している。加えて、これらの取組みを通じて、協会には、将来に亘って本市の観光の中核となり、犬山市の魅力向上と豊かさをもたらす、観光を基幹産業として成長させるという役割が求められている。</p> <p>このような一連の取組みを実施できる体制と能力、そして過去2年間にわたり同様の事業を担い、適切に実施し、加えて成果をあげており、こうした知見・経験を有するのは、協会以外に見当たらない。</p> <p>したがって、本契約の相手方は、協会に限定されており、本契約の性質及び目的は競争入札には適さない。</p>
その他特記事項	なし	

※ 本件についてのお問い合わせ先 観光課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	観光課	
件 名	犬山市観光情報ホームページ管理業務委託	
契 約 内 容	①犬山観光情報ホームページ(PC版・スマホ版)を通じて、観光客への情報発信 ②犬山観光情報ホームページを英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語の各言語に自動翻訳するシステムを導入する	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 犬山市観光協会	
契 約 金 額	660,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>随意契約の理由 契約の性質又は目的が競争入札に適さない契約</p> <p>業者選定の理由 犬山市観光情報ホームページは、当市の観光施設をはじめ、イベントや観光駐車場利用状況などの最新情報をリアルタイムで発信するとともに、日本語サイトに加え外国語サイト・携帯サイトも運営するなど、観光宣伝・観光客誘致には必要不可欠なものになっている。</p> <p>(一社)犬山市観光協会は、当市と連携して一体的に観光事業を推進している団体であり、旅行・観光業界に太いパイプを持つとともに、旅行会社勤務経験者を職員として採用していることから、観光宣伝・観光客誘致に関する専門的な知識・ノウハウを有している。 また、マスコミやメディアへの情報発信なども積極的に取り組んでおり、パブリシティの実績も高いことから、より効果的な情報発信のノウハウを持ち合わせているものである。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 観光課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	観光課	
件 名	犬山観光案内所運営委託	
契 約 内 容	観光案内所の管理・運営を通じて、観光客への案内・おもてなしを円滑に行うことで観光振興に寄与するもの	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 犬山市観光協会	
契 約 金 額	20,378,204 円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>随意契約の理由 契約の性質又は目的が競争入札に適さない契約</p> <p>業者選定の理由 犬山駅観光案内所は年間4万人以上、犬山城前観光案内所も7万人以上の利用があり、犬山観光の玄関口として重要な施設である。特に犬山城前観光案内所については、令和2年3月に新設され、案内機能だけでなく市域全体への誘導拠点、休憩場所、小規模の催事場所など、観光に関する総合的な機能を有する施設と位置付けている。犬山城を始めとする周辺観光施設や城下町地区等での犬山キャンペン参加店舗と連動した取組みを実施することで、観光振興を充実させることも設置の大きな目的となっている。</p> <p>（一社）犬山市観光協会は、本市と連携して一体的に観光事業を推進している団体であり、旅行・観光業界にも太いパイプを持つとともに、旅行会社勤務経験者を職員として採用していることなどから、観光宣伝・観光客誘致に関する専門的な知識・ノウハウを有している。また、長年にわたり本市の観光振興に携わっていることから、地理的情報を含む犬山観光の情勢を熟知しており、総合的な犬山観光の推進役として、本市で観光案内所の機能を十分に引き出すことのできる唯一の存在である。加えて、職員に対して接遇研修を実施するなど、業務におけるスキルアップやメディアへの情報発信などにも積極的に取り組むほか、英会話等による外国人対応の可能な職員を雇用しているため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 観光課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	観光課	
件 名	栗栖園地管理業務委託	
契 約 内 容	園地内の清掃及び栗栖園地駐車場の管理 利用許可申請受付 芝生の草刈り、池の水量管理及び清掃	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	栗栖桃太郎発展会	
契 約 金 額	289,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>随意契約の理由 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものの契約</p> <p>業者選定の理由 木曾川河川敷に位置する栗栖園地は、本市が国より河川占用を受け管理している広大な芝生広場である。当該園地は、木曾川をはじめとする自然環境に恵まれており、年間を通じて、キャンプ、バーベキュー、グランドゴルフなど多くの方々に利用されていることから、利用者の利便性を確保するには、当該園地を安全かつ適正に管理していくことが必要不可欠となっている。</p> <p>栗栖桃太郎発展会は、栗栖園地を含む栗栖・桃太郎地区全体に跨る地元の住民組織であり、毎年、「桜まつり」や「あゆまつり」など、栗栖園地・桃太郎公園を活用した地域活性化事業に取り組んでいる。また、キャンプ・バーベキュー等の受付管理を行うとともに、栗栖園地の草刈りや清掃等の日常的な維持管理を自主的に行っており栗栖園地の状況等に精通しているものである。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 観光課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	観光課	
件 名	観光施設の巡回清掃及び公衆便所の清掃管理業務委託	
契 約 内 容	観光施設の巡回清掃及び公衆便所の清掃管理	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	7,942,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>随意契約の理由 時価に比して著しく有利な価格での契約</p> <p>業者選定の理由 観光施設の巡回清掃及び公衆便所の清掃管理業務は、市内観光施設及び公衆便所の巡回清掃を行うことで、観光地犬山としての美観を保ち、各地より本市を訪れる多くの観光客をお迎えする、まさに「おもてなし」戦略の一環として実施するものである。</p> <p>そのため、当該業務は単に決められた清掃だけを行うのではなく、最も効果的なタイミングでの清掃の実施や現場の状況に応じた付帯業務の実施など、地域地区の特性を踏まえた上での業務の遂行が求められているものである。</p> <p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、本市から数多くの公衆便所等の清掃管理及び美化管理を継続して受託していることから、地域地区の特性も熟知しており、時期や現場の状況に合わせた効率的・効果的な管理のノウハウを有しているものである。また、市街地並びにその近郊の自然環境の保全及び創出を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的とする公共的団体であることから、美観保持の面においても、技術・ノウハウを持ち合わせているものである。なお、アメニティ協会の単価等を他業者と比較すると、時価に比して著しく有利な価格で委託業務を行える。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 観光課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	観光課	
件 名	観光施設除草剪定業務委託	
契 約 内 容	観光施設における除草剪定業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス 犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	1,881,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>随意契約の理由 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがある契約 業者選定の理由 一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、当市から市内全域における数多くの除草剪定業務を継続して受託していることから、地域地区の特性も熟知しており、時期や現場の状況に合わせた効率的・効果的な除草剪定のノウハウを有しているものである。また、市街地並びにその近郊の自然環境の保全及び創出を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的とする公共的団体であることから、美観保持の面においても、技術・ノウハウを持ち合わせているものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 観光課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	するすみふれあい広場管理業務	
契 約 内 容	するすみふれあい広場の除草、樹木の剪定・消毒、トイレの清掃業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	924,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実践することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	レクリエーション・スポーツ講習会委託	
契 約 内 容	市民が参加できる「レクリエーション・スポーツ講習会」の実施	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会 会長 宮田 孝秀	
契 約 金 額	金242,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、市民が体を動かすことの楽しさを知ることや、健康増進に役立てるスポーツの普及・推進が目的であり、スポーツの推進全般に係る体制整備を図るために設置された犬山市スポーツ推進委員による企画・運営が最適と認められ、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	レクリエーション・スポーツ大会委託	
契 約 内 容	市民が参加できる「レクリエーション・スポーツ大会」の実施	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会 会長 宮田 孝秀	
契 約 金 額	金171,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>本事業は、市民が体を動かすことの楽しさを知ることや、健康増進に役立てるスポーツの普及・推進を目的として実施するものである。</p> <p>スポーツ基本法第32条では市民のスポーツの推進全般に係る体制整備を図るためにスポーツ推進委員の設置が定められており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力等を行っている犬山市スポーツ推進委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、犬山市スポーツ推進委員設置規則により定められる犬山市スポーツ推進委員連絡協議会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市屋外体育施設管理委託	
契 約 内 容	下記条例及び要綱に基づく屋外体育施設（木曾川犬山緑地、犬山市野外活動センター、山の田公園野球場及び山の田公園テニス場）の管理業務 ※犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例 ※犬山市都市公園条例	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会 会長 竹内正信	
契 約 金 額	16,276,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	特定非営利活動法人犬山市体育協会は、20種目に及ぶ競技別の団体が加盟しており、当市スポーツ事業推進を中心的に担う法人である。 当市では、スポーツを幅広く普及・推進するため、市内体育施設を利用し、年間を通じて計画的に各競技の市民大会などを開催するほか、当該協会独自に各競技大会やスポーツ教室も協会発足以来長年に渡り展開をしている。 こうしたスポーツ振興施策を円滑に展開するとともに、各種スポーツ団体や個人での利用のバランスを適切に保ちながら施設を管理していくには、利用頻度の高い団体のほか、個人の利用者との円滑なコミュニケーション形成や、スポーツ推進の視点に立った管理、指導、助言が必要となるが、その実施には、当該協会による管理業務の実施以外ほかに団体等はなく、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市屋内体育施設管理委託	
契 約 内 容	下記条例に基づく屋内体育施設（犬山市武道館）の管理業務 ※犬山市武道館の設置及び管理に関する条例	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会 会長 竹内正信	
契 約 金 額	5,665,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>特定非営利活動法人犬山市体育協会は、20種目に及ぶ競技別の団体が加盟しており、当市スポーツ事業推進を中心的に担う法人である。</p> <p>当市では、スポーツを幅広く普及・推進するため、市内体育施設を利用し、年間を通じて計画的に各競技の市民大会などを開催するほか、当該協会独自に各競技大会やスポーツ教室も協会発足以来長年に渡り展開をしている。</p> <p>こうしたスポーツ振興施策を円滑に展開するとともに、各種スポーツ団体や個人での利用のバランスを適切に保ちながら施設を管理していくには、利用頻度の高い団体のほか、個人の利用者との円滑なコミュニケーション形成や、スポーツ推進の視点に立った管理、指導、助言が必要となるが、その実施には、当該協会による管理業務の実施以外ほかに団体等はなく、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	各種市民大会委託	
契 約 内 容	各競技種目の市民大会の実施 【競技種目】 軟式野球、バスケットボール、サッカー、ソフトボール、バレーボール、ソフトテニス、剣道、柔道、弓道、射撃、スキー、バドミントン、山岳会、卓球、テニス、バウンドテニス、水泳、グラウンド・ゴルフ、空手道、ゴルフ	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会 会長 竹内正信	
契 約 金 額	3,313,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>特定非営利活動法人犬山市体育協会は、20種目に及ぶ競技別の団体が加盟しており、本市スポーツ事業推進を中心的に担う法人である。</p> <p>本市として目指している「市民誰もがスポーツを楽しみ、スポーツを核とした地域活性化が進んでいる」とした姿を実現することを念頭に市民大会を実施していくには、日頃より各競技の実施・指導のほか、数多くの大会を開催実績があることにより、事業の総合的な調整及び円滑な大会運営が可能である、同法人と連携した事業実施以外ほかになく、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立羽黒小学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立羽黒小学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	120,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立楽田小学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立楽田小学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	108,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立犬山中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山中学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	118,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立今井小学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立今井小学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	108,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立城東小学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立城東小学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	121,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立城東中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立城東中学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	106,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立西小学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立西小学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	135,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課																									
件 名	犬山市立東小学校体育施設開放管理業務委託																									
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。																									
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																									
契 約 相 手 方	犬山市立東小学校 体育施設開放運営委員会																									
契 約 金 額	133,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立東部中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立東部中学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	109,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立犬山南小学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山南小学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	142,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立南部中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立南部中学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	104,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市立犬山北小学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山北小学校 体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	134,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市勤労青少年ホーム等施設管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市勤労青少年ホーム、犬山市体育センター、犬山市弓道場の施設管理業務として、利用申請の受付や施設使用料の徴収等の事務、施設(附属設備及び駐車場を含む)の管理、清掃業務等を行う。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会	
契 約 金 額	金8,494,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>特定非営利活動法人犬山市体育協会は、20種目に及ぶ競技別の団体が加盟しており、当市スポーツ事業推進を中心的に担う法人である。</p> <p>本業務対象施設は、スポーツ活動施設(犬山市体育センター及び犬山市弓道場)を含むとともに、犬山市勤労青少年ホームにおいても、生涯学習活動の場としてだけでなく、スポーツ活動に伴う打ち合わせや会議などが年間を通して開催されている。</p> <p>そのため市内他所にあるスポーツ施設や市内の各種スポーツ団体等と市民利用のバランスを適切に保ちながら管理していくには、利用頻度の高い団体のほか、個人の利用者との円滑なコミュニケーション形成や管理、指導が必要となるが、その実施には、当該協会による管理業務の実施以外ほかになく、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山中学校ナイター照明管理委託	
契 約 内 容	(1) 犬山中学校ナイター照明の管理業務を行うこと。 (2) その他犬山市が必要と定める事項。	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	小川 鎮男	
契 約 金 額	金120,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該業務は、学校体育施設である犬山中学校グラウンドナイター照明の管理業務であるが、施設管理業として時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができるため、随意契約を行うものである。</p> <p>また、当該業務は犬山中学校付近で書類を管理することのできる場所の提供が必要であるが、小川氏の自宅は犬山中学校に近く、長年にわたり鍵の授受や利用記録の保管場所として利用者に自宅玄関の一部を当該業務の場として提供している。現時点で他にこの2要件を満たす者はいないため、随意契約を行うものである。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書マーク保守委託業務	
契 約 内 容	書誌データベース「TRCマーク」のマークデータ内容の追加、修正、改訂等に伴って更新された詳細情報を週次で提供する業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社図書館流通センター	
契 約 金 額	205,040円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>市立図書館及び楽田ふれあい図書館が登録、管理している図書マーク（書誌データ）は株式会社図書館流通センターが提供する「TRCマーク」を使用しており、TRCマークの保守を行うことができるのは、TRCマークをを作成した事業者に限られているため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書館情報システム保守委託	
契 約 内 容	犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館、市内小中学校14校において、図書館システム及び使用機器の保守対応等を委託する業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和3年9月30日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	トーテックアメニティ株式会社	
契 約 金 額	448,140円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本システムはパッケージシステムであり、システム及び使用機器の保守対応を行うには、当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p> <p>なお、システムの導入時は5年以上のシステム使用継続を前提にプロポーザルを行い、使用システム及び業者の決定を行っている。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	学校図書館ポータルサイト使用業務	
契 約 内 容	市内小中学校14校において、株式会社図書館流通センターが提供する学校図書館向けオンラインサービス「TOOLi-S」を使用し、書誌データベース「TRCマーク」の全件を検索・ダウンロードできるようサービス環境を維持管理する業務。	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社図書館流通センター	
契 約 金 額	363,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>TOOLi-Sとは、株式会社図書館流通センターが提供するTRCマーク（書誌データ）を検索・ダウンロードできる学校図書館専用Webシステムである。市立図書館とのシステムによるネットワーク化を図るため、学校図書館においてもTRCマークを使用していることから、TOOLi-Sによるデータベースの利用が不可欠であり、本件業務を行うにはTOOLi-Sを開発した事業者に限られてくることから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書館ポータルサイト使用業務	
契 約 内 容	犬山市立図書館において、株式会社図書館流通センターが提供するオンラインサービス「TOOLi図書館パッケージ連携版」を使用し、書誌データベース「TRCマーク」の全件を検索・ダウンロードできるようサービス環境を維持管理する業務。	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社図書館流通センター	
契 約 金 額	528,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	TOOLiとは、株式会社図書館流通センターが提供するTRCマーク（書誌データ）を検索・ダウンロードできる図書館専用Webシステムである。当館はTRCマークによる書誌の登録・管理を行っていることから、TOOLiによるデータベースの利用が不可欠であり、本件業務を行うにはTOOLiを開発した事業者に限られてくることから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書館情報システム使用業務	
契 約 内 容	犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館並びに市内小中学校14校において、窓口業務、資料管理業務等の図書館の運用に必要な機能を有したシステムを利用できるようにサービス環境を維持管理する業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和3年9月30日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	トーテックアメニティ株式会社	
契 約 金 額	1,419,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>本システムはパッケージシステムであり、平成23年度の公募型プロポーザル方式による競争入札により、当該事業者を決定、5年リースの契約でシステムを導入した。また、平成28年度には情報提供招請（RFI）により、5年間（令和3年度まで）の継続使用としている。</p> <p>本契約は、同システムを引き続き使用するものであり、本件業務を遂行するには導入した事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さず、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部文化スポーツ課図書館	
件 名	法情報総合データベース使用業務	
契 約 内 容	インターネット環境上での法令及び判例・法律判例文献のデータを検索・閲覧できるサービスの提供に係る業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	第一法規株式会社	
契 約 金 額	270,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>追録式の紙媒体資料の廃止による追録費用の削減、法令の検索・関連判例等の検索が容易にできることによる利用者サービスの向上の目的で作成した仕様書の要件を満たす業者はこの業者以外にはなく、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p> <p>なお、本契約は、50万円未満の契約金額であるため、根拠規定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部文化スポーツ課図書館

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	旧磯部家住宅復原施設管理業務	
契 約 内 容	建物・設備及び展示資料の管理や施設の清掃整理や入館者及び施設使用者の管理・指導、使用許可申請書等の受付事務及び使用許可書の交付、使用料の納付書交付及び徴収など、旧磯部家住宅復原施設の管理・運営において必要となる事業を委託する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山城下町を守る会	
契 約 金 額	2,944,152円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>特定非営利活動法人犬山城下町を守る会は、元文化庁主任文化財調査官（伝統的建造物群担当）である理事長をはじめ、犬山城下の歴史的建造物の所有者や建築士などによって構成され、平成13年の法人設立以来、城下町地区の町並み保存等の担い手としての実績から、登録有形文化財建造物である旧磯部家住宅に関する豊富な知識を有するだけでなく、犬山の歴史的建造物全般にも精通しているため、旧磯部家住宅復原施設の適切な管理と来館者への効果的な解説を担うことができる唯一の団体である。</p> <p>また、本会は、日ごろから城下の歴史的建造物の保存修理に対する技術指導を行っており、旧磯部家住宅復原施設の営繕方針等に対する適切な助言を行うことが可能である。</p> <p>文化財建造物を正しく管理し、更に外国人を含む幅広い層に向けて犬山の町家文化の魅力をPRするためには、業務は高い水準において遂行される必要があり、それに足りる信用と能力がある受託者は特定非営利活動法人犬山城下町を守る会以外にはないため、本契約はその性質も目的も競争入札には適さない（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	犬山城管理運営業務委託	
契 約 内 容	入場登閣券の販売及び回収、場内観覧の案内及び監視、城郭内清掃等、犬山城の管理運営において必要となる事業を委託	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 犬山市観光協会	
契 約 金 額	57,683,751円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>犬山城管理運営業務は、昭和57年度から犬山市観光協会に委託しており、長期にわたり本業務は適切に実施されています。派遣職員は、事務・警備・券売・改札等犬山城への入場登閣者の対応を一括して担当する特殊性があり、行政業務への一助となっています。また、犬山市観光協会は、犬山城ホームページの制作・メンテナンスも行っており、通常の維持管理に加えて、文化財としての犬山城の情報発信や観光面からのPRにも努めている状況です。さらに、旅行会社による団体客対応、メディア取材対応能力に長け、情報のフィードバックが、職員の勤務体制の編成にも大いに役立っています。現状において総合的に判断すると、本業務実施に足る能力と信用があると判断できる受託者は、多方面で犬山に関する情報を蓄積し、観光客に対して密に情報発信ができる犬山市観光協会が唯一の事業者であると考えます。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課																									
件 名	中本町まちづくり拠点施設管理業務委託																									
契 約 内 容	中本町まちづくり拠点施設における観覧料の徴収、建物・機械設備・展示資料の管理、施設の清掃整理など中本町まちづくり拠点施設の管理・運営業務																									
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																									
契 約 相 手 方	中本町町内会																									
契 約 金 額	3,161,216円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>中本町町内会は、犬山祭（ユネスコ無形文化遺産・国重要無形民俗文化財）の車山の所有者である中本町の住民他により構成され、江戸期以来の祭りの担い手としての伝統と実績から、中本町まちづくり拠点施設の主たる展示物である車山に関する豊富な知識と管理技術を有するだけでなく、施設が中本町に所在することから、緊急時に早急な対応を取ることのできる唯一の団体である。</p> <p>また、中本町町内会は、日ごろから中本町まちづくり拠点施設において山車からくりの練習を行っており、観客への解説やハンズオンからくりを用いた参加体験補助を効果的に実施することが可能である。</p> <p>観光客で賑わう城下町において、外国人を含む幅広い層に向けて犬山の祭り文化の魅力をPRするためには、業務は高い水準において遂行される必要があり、加えて、緊急時の迅速な対応が求められる状況下、それに足る信用と能力がある受託者は中本町町内会以外にはないため、本契約はその性質も目的も競争入札には適さない（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	磨墨塚史跡公園管理業務	
契 約 内 容	磨墨塚史跡公園における日常的な維持管理（草刈り及び芝生の管理、清掃・ゴミ拾い、樹木の剪定等）を実施する。	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	522,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べて著しく安価に実施することが可能であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課 (犬山城管理事務所)	
件 名	夜間業務委託	
契 約 内 容	夜間施設警備及び機械警備 (防犯、火災監視、設備監視等)	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	セコム株式会社	
契 約 金 額	254,760円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>犬山城の機械警備システムは、セコム株式会社が構築したものである。不慮の事態の発生やその他の緊急時にもすぐに対応してもらうためには、このシステムを扱うことのできるセコム株式会社に、夜間業務委託をすることが妥当であると考えられる。</p> <p>そのため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、この事業者と随意契約をするものである。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課(犬山城管理事務所)

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	子ども未来課	
件 名	子ども未来園登降園受付用タブレット端末保守業務委託	
契 約 内 容	令和3年2月より保育業務の一部をICT化したことに伴い、各園に登降園受付用のタブレット端末を設置。本案件は、このタブレット端末の保守管理業務を委託するものである。	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社	
契 約 金 額	237,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本案件の対象となる機器（子ども未来園登降園受付用端末）は、犬山市の電子システムネットワークに接続する機器である。これら機器の保守管理業務は犬山市の電子システム保守管理委託業務と密接な業務であるため、同一業者以外のものに委託すると履行中の業務との整合に著しい支障が生じる恐れがあるため、同一業者である株式会社石川コンピュータ・センター名古屋支社と随意契約するものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	子ども未来課	
件 名	子ども未来園等トイレ等清掃業務委託	
契 約 内 容	子ども未来園等トイレ清掃及び除草業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	6,369,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。</p> <p>以上の観点より、本業務を適切かつ確実に履行することが可能な当協会と随意契約するものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	消防本部 消防署 企画調整担当	
件 名	救急業務高度化推進事業委託契約	
契 約 内 容	救急救命士が行う特定行為に対する指示業務、救急救命士等が行う救急活動に対する指導及び助言業務、救急救命士等が行った救急活動に対する医学的観点からの事後検証業務、救急救命士等の要請に基づく災害現場への医師派遣業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	医療法人医仁会 さくら総合病院	
契 約 金 額	270,000円 指示業務:150,000円(税込)、指導・助言業務:無償、事後検証業務(※昨年度ベースにて計算):120,000円(税込) 予定(4,000円/件×約30件)、現場派遣業務:無償	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	円滑な救急業務を遂行する上で消防機関と救急医療機関との連携が必要不可欠であり、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制、救急活動の医学的観点からの事後検証体制、救急救命士等の要請に基づく災害現場への医師派遣等によりメディカルコントロール体制の充実強化を図るため、医療機関のさくら総合病院と救急業務高度化推進事業委託を随意契約を行ったもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 消防署 企画調整担当

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	消防本部 消防署 企画調整担当																	
件 名	救急業務高度化推進事業委託契約																	
契 約 内 容	救急救命士が行う特定行為に対する指示業務、救急救命士等が行う救急活動に対する指導及び助言業務、救急救命士等が行った救急活動に対する医学的観点からの事後検証業務、救急救命士が受講しなければならない医療機関での就業前研修、生涯教育研修及び救急隊員の病院研修業務																	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日																	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																	
契 約 相 手 方	社会医療法人 志聖会 総合犬山中央病院																	
契 約 金 額	1,465,310円 指示業務:258,060円(税込)、事後検証業務(昨年度ベース試算):203,500円(税込) 予定(3,700円/件×約50件×1.1)、病院研修業務:1,003,750円(税込) 予定																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>円滑な救急業務を遂行する上で消防機関と救急医療機関との連携が必要不可欠であり、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制、救急活動の医学的観点からの事後検証体制、救急救命士等の病院研修等によりメディカルコントロール体制の充実強化を図るため、地域医療機関の総合犬山中央病院と救急業務高度化推進事業委託を随意契約を行ったもの。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 消防署 企画調整担当

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	会計課																																					
件 名	総合収納システム業務委託料																																					
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税、料金その他の歳入金の領収済通知書等の内容を磁気テープ等に収録し、関連帳票および記録媒体を作成する業務</li> <li>・口座振替伝送データを分割統合する業務</li> <li>・コンビニ収納、クレジット収納サービス及び地方税共通納税システムを利用して収納した公金データを分割統合する業務</li> <li>・領収済通知書等の内容を収録し記録媒体を作成する業務</li> <li>・その他上記に付随する業務</li> </ul>																																					
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																																					
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																																					
契 約 相 手 方	株式会社三菱UFJ銀行																																					
契 約 金 額	<p>16,095,200円</p> <p>基本料金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総合収納システム基本手数料</td> <td style="text-align: right;">487,500円×12か月=5,850,000円</td> </tr> <tr> <td>口座振替授受代行基本料金</td> <td style="text-align: right;">62,500円×12か月=750,000円</td> </tr> <tr> <td>コンビニ収納連携機能基本料金</td> <td style="text-align: right;">31,250円×12か月=375,000円</td> </tr> <tr> <td>クレジット収納連携機能基本料金</td> <td style="text-align: right;">31,700円×12か月=380,400円</td> </tr> <tr> <td>地方税共通納税システムサーバ間連携基本料金</td> <td style="text-align: right;">75,600円×12か月=907,200円</td> </tr> <tr> <td>WEB画面使用料(ユーザー追加時の1ユーザーあたり)</td> <td style="text-align: right;">500円×0ユーザー×12か月=0円</td> </tr> </table> <p>度数料金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">窓口収納OCR済通入力費用</td> <td style="text-align: right;">13円×101,400件=1,318,200円</td> </tr> <tr> <td>窓口収納パンチ済通入力費用</td> <td style="text-align: right;">32円×60,700件=1,942,400円</td> </tr> <tr> <td>地方税納入サービス収納処理費用</td> <td style="text-align: right;">12.5円×113,000件=1,412,500円</td> </tr> <tr> <td>口座振替収納処理費用</td> <td style="text-align: right;">10円×118,400件=1,184,000円</td> </tr> <tr> <td>コンビニ収納データ統合処理費用</td> <td style="text-align: right;">6円×59,100件=354,600円</td> </tr> <tr> <td>クレジット収納データ統合処理費用</td> <td style="text-align: right;">7円×3,600件=25,200円</td> </tr> <tr> <td>地方税共通納税システム収納データ統合手数料</td> <td style="text-align: right;">6円×10,000件=60,000円</td> </tr> <tr> <td>地方税共通納税システム保管照合手数料</td> <td style="text-align: right;">1円×10,000件=10,000円</td> </tr> <tr> <td>イメージデータ媒体(DVD)作成費用</td> <td style="text-align: right;">62,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">14,632,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費税及び地方消費税</td> <td style="text-align: right;">1,463,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">予定総額</td> <td style="text-align: right;">16,095,200円</td> </tr> </table>		総合収納システム基本手数料	487,500円×12か月=5,850,000円	口座振替授受代行基本料金	62,500円×12か月=750,000円	コンビニ収納連携機能基本料金	31,250円×12か月=375,000円	クレジット収納連携機能基本料金	31,700円×12か月=380,400円	地方税共通納税システムサーバ間連携基本料金	75,600円×12か月=907,200円	WEB画面使用料(ユーザー追加時の1ユーザーあたり)	500円×0ユーザー×12か月=0円	窓口収納OCR済通入力費用	13円×101,400件=1,318,200円	窓口収納パンチ済通入力費用	32円×60,700件=1,942,400円	地方税納入サービス収納処理費用	12.5円×113,000件=1,412,500円	口座振替収納処理費用	10円×118,400件=1,184,000円	コンビニ収納データ統合処理費用	6円×59,100件=354,600円	クレジット収納データ統合処理費用	7円×3,600件=25,200円	地方税共通納税システム収納データ統合手数料	6円×10,000件=60,000円	地方税共通納税システム保管照合手数料	1円×10,000件=10,000円	イメージデータ媒体(DVD)作成費用	62,500円	計	14,632,000円	消費税及び地方消費税	1,463,200円	予定総額	16,095,200円
総合収納システム基本手数料	487,500円×12か月=5,850,000円																																					
口座振替授受代行基本料金	62,500円×12か月=750,000円																																					
コンビニ収納連携機能基本料金	31,250円×12か月=375,000円																																					
クレジット収納連携機能基本料金	31,700円×12か月=380,400円																																					
地方税共通納税システムサーバ間連携基本料金	75,600円×12か月=907,200円																																					
WEB画面使用料(ユーザー追加時の1ユーザーあたり)	500円×0ユーザー×12か月=0円																																					
窓口収納OCR済通入力費用	13円×101,400件=1,318,200円																																					
窓口収納パンチ済通入力費用	32円×60,700件=1,942,400円																																					
地方税納入サービス収納処理費用	12.5円×113,000件=1,412,500円																																					
口座振替収納処理費用	10円×118,400件=1,184,000円																																					
コンビニ収納データ統合処理費用	6円×59,100件=354,600円																																					
クレジット収納データ統合処理費用	7円×3,600件=25,200円																																					
地方税共通納税システム収納データ統合手数料	6円×10,000件=60,000円																																					
地方税共通納税システム保管照合手数料	1円×10,000件=10,000円																																					
イメージデータ媒体(DVD)作成費用	62,500円																																					
計	14,632,000円																																					
消費税及び地方消費税	1,463,200円																																					
予定総額	16,095,200円																																					
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項																																					
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))																																				
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																																				
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																																				
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																																				
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																																				
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																																				
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																																				
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																																				
随意契約の理由及び業者選定の理由	市が指定金融機関を(株)三菱UFJ銀行にしていることや、近隣の他の金融機関は総合収納システムと同等のシステムを所有していないことから、指定金融機関である(株)三菱UFJ銀行が所有及び開発した総合収納システムを使用しなければ、現在と同様の市民サービス及び事務の効率化を確保できないため。																																					
その他特記事項																																						

※ 本件についてのお問い合わせ先 会計課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	会計課	
件 名	令和3年度派出窓口事務取扱手数料	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派出所の設置 (出納事務取扱時間 午前9時から午後3時30分)</li> <li>・ 公金の収納事務</li> <li>・ 他金融機関で収納した公金の集約</li> <li>・ 公金の支払事務</li> </ul>	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社三菱UFJ銀行	
契 約 金 額	5,720,000円 (「派出窓口事務取扱手数料に関する契約」：令和3年度 5,720,000円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	昭和39年6月2日に(株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行)を指定金融機関に指定しており、派出業務は指定金融機関と連携して、自行で取り扱った公金の収納並びに出納事務の他、指定代理金融機関や収納代理金融機関で収納した公金の集約を行う必要があり、ほかの金融機関等では行うことができないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 会計課